

令和4年第4回山北町議会定例会の経過（12月7日）

議長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
なお、議事日程は御手元に配付したとおりであります。
日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。
通告順位7番、議席番号2番、藤原浩議員。

2番 藤原 おはようございます。議席番号2番、藤原浩です。
「人口減少社会の新たな自治体経営を」ということで、質問させていただきます。

冒頭、通告書内に脱字がありましたので、御訂正をお願いいたします。2ページ目の4行目「D i g i 甲子園」というふうに書いてあるのですが、「D i g i」の後に田、田んぼのたを入れていただいて、「D i g i 田甲子園」というふうに訂正させていただきます。

それでは始めさせていただきます。日本は少子高齢化が進展し、人口減少時代に突入した。山北町においても、人口減少は深刻な問題であり、それに対し町は山北町第5次総合計画後期基本計画、山北町第2期人口ビジョン総合戦略で対応を示しているが、いずれも「まち・ひと・しごと創生法」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を視野に作成されたものである。まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂した「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定された現況では、国・県の構想を勘案し、町の実情に応じた人口減少社会の新たな自治体経営についての検討に、早急に取り組む必要があると考える。そこで、人口減少社会の新たな自治体経営を基本的な視点として、町の課題解決の施策について以下の質問をする。

1. 「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、『「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して』を基本的な考え方として、デジタルインフラの急速な整備、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（以下DXと略す）をうたっている。基本方針にうたわれているデジタル実装には、ハードソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等が盛り込まれている。この取組には、巨額な予算・時間が求めら

れる。財政支出の平準化を考え、一度に全て行うのではなく、優先順位等を含め精査し、次年度予算から段階的に取り組む必要があると考えるがどうか。

2. 「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決の取組を示している。近隣市町のデジタルトランスフォーメーションに関連する取組状況を見ると、デジタル田園都市国家構想を全国で進めていくため行われたD i g i田甲子園に秦野市、松田町、小山町が参加し、小山町はフリーW i e F i搭載型のデマンドバスの取組で入賞している。

近隣市町と比較してデジタルトランスフォーメーションについて町の現況を鑑みると、デジタルトランスフォーメーション推進のため、外部人材を活用した産学公民連携のチームをつくり取り組むべきではないか。スピーディーな進展を望み、必要と考えるがどうか。

3. 人口減少社会では、人口と税収の減少を前提に、多様で高度化する住民ニーズに応える自治体経営が要求される。しかし、行政のあらゆる公共的サービス提供には限界があり、住民をはじめとしたN P Oや自治会、任意団体、民間企業といった多様な主体が公共的サービスの担い手になる「新しい公共」の実現が不可欠である。それには、地域の課題を自分事として取り組める人材を地域内で見つけ出し、自治能力を高める人材育成の取組が必要になる。しかし、そうした人材や取組が足りないことを鑑み、短期的には総務省の集落支援員や地域おこし協力隊に関連する人材派遣助成を活用し、町に居住する人材を登用しながら、地域内の人材発掘と育成を進める施策が適切と考えるがどうか。

また、町で具体的な取組が検討されていれば、お示しいただきたい。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、藤原浩議員から「人口減少社会の新たな自治体経営を」についての御質問をいただきました。初めに1点目の御質問の「「デジタル田園都市国家構想基本方針」にうたわれているデジタル実装には、ハードソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等が盛り込まれている。この取組には、巨額な予算、時間が求められる。財政支出の平準化を考え、一度

に全てを行うのではなく、優先順位等を含め精査し、次年度予算から段階的に取り組む必要があると考えるが、どうかについて」であります。 「デジタル田園都市国家構想」は、去年10月に発足した岸田政権が「新しい資本主義」の重要な柱の一つに位置づけられている政策で、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化、地域産業の空洞化など、地方における社会課題を解決し、地方の活性化を目指すものであります。国では、昨年11月に「デジタル田園都市国家構想実現会議」を設置し、本年6月には光ファイバーや5Gなどのデジタル基盤の整備や、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」の育成、誰一人取り残されないための取組として、デジタル機器を利用する高齢者らを支援する「デジタル推進委員」の確保等を盛り込んだ、「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定いたしました。

それを受け、国は全国の都道府県及び市区町村にアンケート調査を実施し、その結果、75.6%の回答率ではありますが、回答団体の約6割が、オンライン学習の環境整備や住民票等のコンビニ交付、母子健康手帳アプリなど、何らかのデジタル技術を活用した地域課題の解決・改善に取り組んでいるといった回答を得ることができました。

一方、「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」によりますと、デジタルトランスフォーメーションを推進するための全体方針を策定している市区町村は、令和3年度中に策定を予定している市区町村を合わせても1,741団体中529団体で、全体の約30%にとどまり、デジタル人材の確保や地方公共団体の厳しい財政事情等から、自治体デジタルトランスフォーメーションが思うように進んでいない状況が見受けられます。

また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、構想の実現に向けた取組を強力に推進するため、本年末を目途に、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を始期とする5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」を策定する予定となっております。これにより、地方公共団体は、目指すべき地方ビジョンを再構築し、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂に努め、具体的な地方活性化の取組を推進することとなっておりますので、本町でも、国

の動向を注視するとともに、地域課題の解決や地域活性化につながるデジタルトランスフォーメーション推進について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問の「近隣市町と比較してデジタルトランスフォーメーションについて町の現況を鑑みると、デジタルトランスフォーメーション推進のための外部人材を活用した産学公民連携のチームをつくり、取り組むべきではないか。スピーディーな進展を望み、必要と考えるがどうか」についてであります。国では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた地域での取組を広く募集し、特に優れた取組に対して、内閣総理大臣が表彰する「D i g i 田甲子園」を開催しており、夏には地方公共団体を対象に実施し、冬には、民間企業や団体を対象に募集を行うなど、構想実現に向けた機運醸成を図る取組を推進しております。

一方で、1点目の御質問に対する回答の中でも御説明させていただきましたが、「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」によりますと、デジタルトランスフォーメーションを推進するための全庁的・横断的な推進体制を構築している市区町村は480団体で、全体の27.6%となっており、外部からデジタル人材を任用している市区町村は163団体で、全体の9.4%にとどまるなど、全国的に見ても、多くの地方公共団体がデジタルトランスフォーメーションについて手探り状況であると捉えております。

しかしながら、本町でも、人口減少、少子高齢化等の課題を抱えており、デジタル技術を活用し、地域課題の解決を図っていくことの重要性や必要性については認識しており、課題解決に向けた取組を推進できるよう、外部デジタル人材の活用も含め、検討してまいります。

次に、3点目の御質問の「地域の課題を自分事として取り組める人材を地域内で見つけ出し、自治能力を高める人材の取組が必要になる。しかし、そうした人材や取組が足りないことを鑑み、短期的には総務省の集落支援員や地域おこし協力隊に関連する人材派遣助成を活用し、町に居住する人材を登用しながら、地域内の人材発掘と育成を進める施策が適切と考えるがどうか。また、町で具体的な取組が検討されていれば、お示しいただきたい」についてであります。初めに、「新しい公共」は、平成21年に民主党政権へ移行

した際、鳩山元首相が「新しい公共」という言葉を用いて施政方針演説を行うなど、民主党政権下において重要政策に位置づけられたものと記憶しております。

「新しい公共」とは、人を支える役割を、行政だけでなく、教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに関わっている地域住民やNPO法人、企業等の民間にも関わってもらい、官民が協働して地域社会を持続的に発展させていくといった考え方であり、本町が平成25年4月に策定した「山北町自治基本条例」においても「協働のまちづくり」が規定されているように、「新しい公共」の基本的な考え方は、現在へも引き継がれているものと考えております。

そのような中、本町でも、これまで様々な分野において、官民連携や民間主体によるまちづくり活動が進められており、令和3年度には、地域活性化センターの補助事業を活用し、移住・定住・交流を推進する町内団体の取組に対して補助を行うなど、支援を行ってまいりました。

一方で、地域課題は多種多様化しており、今後は、リーダーとなる人材育成を含め、課題解決に取り組むことのできる担い手の育成に取り組んでいくことも重要なことであると考えております。

現在、地域おこし協力隊など、総務省が提供する支援制度は人材面、資金面ともに多岐にわたりますが、本町の地域課題に対して、どの制度が適切かつ有効であるか等、情報収集や調査研究を行うとともに、必要に応じて制度を活用していく必要性は高いと認識しております。

議 長

2番、藤原浩議員。

2番 藤原

今、御回答をいただきまして、それで、この回答のほうを読ませていただきますと、今年度のデジタル田園都市国家構想実現会議の内容を踏まえての回答かというふうに思われます。デジタル田園都市国家構想実現会議では、大臣がデジタル田園都市というのは、魔法のようにある日突然できるわけではなくて、インフラとか公共サービス、各種の生活サービスとなるデジタル基盤が整うことで実現すると。地方のデジタル化には、人材やリテラシーなど、多くの課題があり、単に地方任せにせず、国が必要なツールや基盤を用意し、それを地域の発意で活用してもらおう。国、地方一体となった設計を目

指していくといった内容の発言をされています。デジタルトランスフォーメーション推進については、自治体のほうで推進手順書とかを示していただいています、参考事例で紹介されている例えば相模原市のような規模の自治体と同様な取組を山北町が選ばないというのは十分理解できます。しかし、デジタル田園都市国家構想の実現会議も既に10回を経ていて、骨格、内容もあらわになっているのではないかと思います。ですので、ただ国の動向を注視するのではなく、会議で示されているとおり、恩恵を得るには十分な準備が必要だというふうに考えます。

それで、デジタル化については、非常に経費がかかるものだというのは認識してしまっていて、いくら国がサポートするというふうな考えを示していても、簡単にはいかないし、職員のほうの時間も大分割かれてしまうんであるというふうに考えます。そういうことを考えますと、やはり経費の歳出の平準化も踏まえて、やっぱり少しずつでも進めると。スモールステップを踏みながら、前にいくといったような考え方、取組が適しているんじゃないかというふうに考えます。現在、例えば上下水道課でGIS、地理情報システムと呼ばれているマッピングシステムを活用されています。これは、例えば上下水道課だけではなくて、ほかの課でも横断的に活用することで、より効率的な活用が必要になるシステムではないかというふうに思います。これは、経費削減ですとか、仕事量の削減が見込めることであります。今後さらに求められる多種多様な住民ニーズに応えるためには、昨日までの一般質問でも出されていましたが、やはり一般財源の確保というものが必要なので、経費削減というのも重要な課題というふうになるというふうに認識しています。そういうことを考えれば、一時的に、やはり、この先実際のハードな整備とかでお金がかかるとは思いますけれども、そういったソフト面ですとか、できることは順次進めていくべきだと思いますが、上下水道課の活用事例を参考に、横断的な取組を考えている課もあると思うのですが、それについてはいかがお考え、御認識でしょうか。

議 長 町長。

町 長 デジタルトランスフォーメーションについては、とにかく、これから日本がそういう方向に進まなければいけないということは重々承知をしております

すし、全国町村会でも、そのような議論がなされております。一方では、懸案事項もいろいろ町村会のほうでありまして、例えばスマートシティ的なことはどうだろうと、問題があるのではないかと。やはり地域に人が残らなければいけないというようなこともあるのではないかと。また、多額の一般会計の財政に響くというふうなことで、そういったような財政的な問題も当然あるというようなことで承知しております。山北町にとりましては、非常にデジタル田園都市の幅が広がるものですから、当然我々がこの中でやっていかなければいけないようなこと、取り組まなければいけないようなことも入っておりますので、そういった中では、そういったようなことを積極的に進めていきたいと。今あれしていますのは、自動運転の車の、要するに山北町、非常に交通インフラが皆さんの課題になっていることは、もう重々承知しておりますし、そういった中で、自動運転のようなことができるかどうか。そういったような視察にも行こうというふうに計画しておりますし。あるいは、ドローンを使った問題、あるいはGIGAスクール等の様々な問題があります。そのために、私としては、人材確保はやはり外部から来ていただくしかないというふうに思っておりますので、そういったことの予算的にはやはりふるさと納税を使うしかないのだろうというふうに思っております。そういった中では、今、企業版のふるさと納税の構築に全力を挙げておりますので、そういった中で、企業とタイアップしながら人材確保、そしてまた財源の裏づけを進めながら、そして町の課題である様々なことにデジタルトランスフォーメーションの中で、該当するものがあれば、そういったように進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長

藤原浩議員。

2 番 藤 原

今、少し話が次の人材登用の部分にも、ちょっと町長の御回答では出ておりましたので、そこは次でやらさせていただきますが、今町長がおっしゃっていたAI自動運転ですとか、その辺については承知しておりますし、例えば隣の小山町、オンデマンドバスの取組なんかはもう紹介されているとおりなので、そういうのは今後検討していつて取り組んでいただきたいというのがあります。そういうふうにおっしゃるように、身近なところでもう使われている事例はありまして、先ほど私が申し上げたとおり、既に山北町でも小さい

取組はいくつかもうやられているはずなんです。申しあげましたGIS、地理情報システムは活用されている。例えば、その辺について、町長のお答えの中に挙がらなかった。できれば、実際使われている水道課長等にお話しただければいいのかと思いますけど、いかがでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 下水道関係のほうで、令和元年に位置管理システムというのがあります。これは下水道、これから維持管理をしていかななくちゃいけないので、どこをいつ修理するとか、そういった情報を入れていくために入れたものがございます。一応、5年契約で入れてまして、上下水道課が入れたものではあるんですけども、他の課でも使いたいということで、何課には、パスワードとIDをお渡ししています。上下水道課、都市整備課、農林課、町民課、地域防災課、あと企画総務課、子ども教育ですね。あと財務課、福祉にはパスワードをお渡ししまして、別にうちがずっと使っているものではないので、あいているところは使っても構わないということで、IDとパスワードはお渡しして、それぞれ使えるところは使い始めているような状況でございます。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 すみません、私のほうから補足というような形になるんですが、当初下水道のほうで入れたときに、庁舎内にこういうものを入れましたから、まず説明会をやりまして、興味のある職員は説明会のほうに参加してくださいというものを行いまして、実際それぞれの課の業務で、取り入れられる課はどんどん入れている。実際、今、上下水道課長からあったとおり、防災と道路管理、これには常に使っているような状況になっております。

議 長 藤原浩議員。

2番 藤原 今、御説明いただきましたとおり、既にGISですね、地理情報システムはもう使われている。私は今これほどの各課で横断的な取組がされていることまではちょっと知らなかった。それは非常にいいことなんだというふうに思います。既にそういうふうに行われていますので、それをさらに進めて、私が申しあげているのは、町長が御懸念されてるとおりで、一気にそういう多大な投資とか経費の投入というのを懸念されているのは非常に分かる話なので、そこではなくて、これは会議でも示されているのですけれども。

我々のような小さな自治体では、やはり小さい事業から始めて、それでどんどん広げていくのが適切なのだというふうな考えを示されていて、私もそれはそのとおりだというふうに思います。ですので、いきなりやるのではなくて、そういう形で少しずつ進めていくというのが肝要だと思いますので、ぜひ少額、小さい取組でも結構ですので、次年度予算から少しでも反映していただければというふうに考えております。いかがでしょうか。

議 長
町 長

町長。

実際に、山北町、本当にこういうような広い中で、下水道、上下水道が様々なもので、都市整備課もそうですけども、その中でのGISというようなことで、使っていくということで。そういったことは、当然これからも進めていきたいというふうに思っておりますし、また、とにかく技術革新が非常に速いので、私が30年ぐらい前かな。ちょうど日立に勤めている友達がいて、一生懸命故障箇所を、電気がどこで切れたかというようなことを調べるやつをソフトをつくっているんだと言って、そのとき言っていましたけど、そんなことができるんだなというふうなことを、その当時は思っていましたけど。今はそういったような中で、技術革新で、大体そういったものを使えば、故障箇所、あるいは様々な不備なところが把握できるというような時代になっておりますし。そういった意味では、デジタルトランスフォーメーションは、非常にこれから我々にとっては、夢の技術になるものがあるのではないかというふうに思っております。

議 長
2 番 藤 原

藤原浩議員。

今町長に御回答がありましたとおり、非常にその辺の認識はされているんだと思いますので、明確なお言葉はいただけませんでしたけれども、次年度予算に少しでも反映してくれればというふうに考えて、この件については注視して、また次につなげていきたいというふうに思います。

次に、人材のことなんですけれども、町長、先ほど、それについてもお話し少しされてまして、外部の人材登用は、任用が、やっぱり必要じゃないかというふうにおっしゃってます。それで、回答にあるとおり、全体では非常に、今少ない状況ではあるかもしれませんが、これは各自治体、町長も言われているように、国の出方を見ているというふうなことはあるかもし

れません。しかし、先ほど町長の話でもあったとおり、技術革新というのは本当にすごいもので、これは我々の日常生活の中でも、例えばスマートテレビですとか、スマート家電ですとか、そういった代表されるものがいろいろもうあって、それこそさっきおっしゃられていた自動運転に関しては、何も手を触れず、朝自宅を出て会社まで行けるような、そういうような時代が来ているんだと。こんなことが起きるとというのが想像できないような時代なので、人材任用、外部の人材任用も当然必要になってくると思いますけれども、それを理解できる町内の人材育成も同時に進めていかないと、やはりいけないんだと思います。人材の活用の原資ですか、その辺に関しては国の資産、助成を利用するとか、町長おっしゃるように、ふるさと納税のほうを強化して、それを使うと。様々な方法はあるかと思いますが、いずれにしろ人材任用の活用については、町長は重要事項と認識されているというのは回答で理解できました。

それなんですけれども、今申し上げたように、例えば先ほどGISの活用について説明いただきましたけれども、そういった事例を全庁で情報共有して、それで、例えばこういう使い方ができるのではないかとといったような各課でデジタル担当職員を専任し、定期的なミーティングを開いて、それで課題を精査し、解決するような取組であれば、それほど大きな負担にはならないのではないかと。そういった取組の中で、デジタルトランスフォーメーションにある程度知見を全体の中で共有していくようなことであれば、できるのではないかというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 今、やはりそういったようないろいろなデジタルを使ったところに、皆さん、どんどんどんどんそういう知識を勉強して、自分の中へ取り組んでいく、そういった職員が当然必要となってくる。また、勉強してどんどん吸収していただきたいというふうなことでやっておりますけど、実際には各課でまず一番それに携わっているシステムに関わる各課のものがそれを毎回毎回いろいろな会議でシステムの不具合であるとか、あるいは改良であるとか、新しいソフトが入るとか、国のほうの。それは、待たなしでやらなければいけない事業としてやっております。そういう中で、さらに町にとって、必要な

ものをどういうふうに構築するかというふうなことですけれども、私は基本的には外部の人材と内部の人材と一緒に働いていただいて、その情報交換をしながら、それを下に伝えるというふうなことが必要ではないかというふうに思っておりますので、外部だけでも駄目、あるいは内部だけでも駄目というふうに思っておりますので、そういったような中で、取組をしていきたいというふうに思っております。実際にどういったようなことができるかというのは各市町村でも、非常に分かれておりまして。我々が今全国町村会は村とか、そういったような小さなところも非常にあるので、デジタルだけでは駄目で、やはりアナログ的なところが残っていないと前に進んでいけないというのも実態でおりますので、そういったところをよく精査しながら、山北町に一番合った方向はどうかということを考えていきたいというふうに思っております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、町長が回答されたような事項については、デジタル田都市国家構想の実現会議の中でも、知事会の各知事とかが懸念されている事項で挙げられていますので、まだ最終的にはこれからということになりますが、それを反映されるものだというふうに思います。私自身に関しても、これは基本方針の中でも言われておることですけれど、先ほどおっしゃられているアナログの状況等の併用とか、それこそ地域独自の事情とかも勘案した取組という形に最終的にはなっていくはずですので、それは踏まえて実現していただきたいというふうに考えておりますが、その際に大事なのが、先ほどおっしゃっていたハード自体のことに关しては、それは多分説明を受ければ大丈夫で、それこそ外部人材にしっかりと働いていただければいいんじゃないかと思ひます。

ただ、地域独自の事情ですとか、そういったものを抽出し、精査していくのは、やはり行政の今いらっしゃる職員の方の中から発意されていくものだと思うので、そういったことに関して、各課で精査して、それを持ち寄って、情報共有して取り組んでいくと。それを、知見を積み上げて、今度外部人材と一緒にやって、構築していくという形を考えて、ミーティングという形で提案したんですが、そういう考えはいかがでしょうか。

議 長 町長。

町長 当然、そういったものの基本的なものを総合計画の中に入れ込んでいかないと、国の交付金も使えないというようなことになりますので、そういった意味では、今そういったような総合計画の策定のほうに入っておりますので、そういったことを一体何と何が盛り込まなければいけないかというふうなことで、今やっておりますので。そういったところは、もうしばらく、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思っております。

議長 藤原浩議員。

2 番 藤原 今、回答で、あまり悠長に待っている時間はないのではないかと思います。十分に意識されているというふうに理解しましたので、総合計画の中でどういうふうに生かされていくか、それは今後も見なければというふうに考えております。先ほど、ただ、ミーティングに関しては、各課で取り組んでいただければというふうには思います。

次に、第3点目の質問に移らせていただきます。これは、今町長のほうの回答を見てみますと、必要性に関しては高いと認知されているということで、御理解はいただいているものというふうに考えます。質問の中でも述べていますが、現在の人口と税収が減少する中で、住民ニーズが多様で高度化していくというのはもう必然のことで、その中で適正な職員の中で、それに応えていくには、これは回答にもありますが、自治基本条例において規定されているように、協働のまちづくりの考え方からいくと、そういった行政運営というのは、もう当然のこと。それでやっていくには、やはりこういった人材派遣の助成ですとか、そういったものにある程度頼っていかなければ、なかなか難しいのではないかとというふうに考えます。私のほうでは、過去の一般質問を検証してみますと、2017年の3月の定例会では、集落支援員の活用推進に関して提案させていただいています。これは、町のほうの、町長のほうの回答では、情報提供を行い、自治会と話し合っ、その決定に沿って集落支援員が活用できるかの調査、検討し、方針を出していくというお答えをいただいていますけど、それについてはいかがでしょうか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 集落支援員の関係、これについては、町で採用すれば、専任の者では国からいくらぐらいお金が下りる。兼任であればいくらということ。自治会

等については、兼任のほうに入るんですが、ちょっとじゃあどういふ事業をお願いするかというのが、まだ町内部のほうでしっかり固まっておりませんので、そちらは、進捗状況はあまりよろしくないというような状況です。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 2017年に提案させていただいて、それで今そういう状況というのはほとんど動かれていないんじゃないかというふうに考えますので、この辺については、しっかりやっていただくしかないというふうに考えています。ちょっとこういうことを言うのもあれなのですが、昨日の自治会に関する質問があるということは、やはりそういったニーズが非常にあり、住民はそういうことを求めていくということでもありますので、何か適切な施策が用意されているのであれば、あえてこういったことを申し上げる必要はないんですけども、実際、まだそういった提案がされている、住民ニーズがあるということを見ると、やはりこれは非常に適切な考えではないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 要するに、地域おこしでも支援員についても国の制度を使って、そういうような町が望むものと、それが本当にミックスをすれば、合えば使いたいというふうには私は思っておりますけど、今の山北の現状を見ても、やはりそこまで待てられない。町がこういう人が欲しい、こういう人材が欲しいというふうになると、もうそこを国の助成、たまたまあればいい。それにぴったりしたのがあればいいのですけれども、そういったことも待てられない状況ですので、私としては、それは当然いい人がいれば、外部人材を一般会計を使ってでも入っていただいて、やっていかなければいけない。行政改革等で本当に人材を絞り込んでしまっておりますので、なかなか今のスタッフの職員の数で、いろいろなことに対応させるには、少し数的なものも含めて足りないんじゃないかというふうに思っておりますので、そういった意味では、やはり即効性のあるもの、また本当に必要な人材については積極的に必要な人を入れていきたいというふうに思っております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 その辺の考えは私と同様で理解されているということで、それに関しては

非常にありがたいというふうに考えます。これも過去の質問なんですけど、集落支援員と同様に地域おこし協力隊の活用について、同じく 2017 年に質問させていただいてまして、そのとき町長に関しては、共和地区をイメージして、地域で受入れができる状態が整えば一般で公募していきたいというふうに思っているという御回答をいただいています。そのときに、一つの町長の懸念事項として、いきなり山北町に来て、それで町のことが全部分かるわけじゃないと。そういう方をお願いするのはということで、やはりその辺に御懸念があるというふうな発言であったというふうに認識しています。

そういうことを考えると、例えば、今集落支援員に関しては、必要に応じてやるというような御回答をいただきましたけど。地域おこし協力隊についても、その当時とは違いまして、今お試しの地域おこし協力隊、あと地域おこし協力隊インターンということで、正規にいきなり 3 年間登用するのではなくて、もう期間を絞って、スモールステップで進んでいくと。先ほど、町長が懸念されているような地域の実情をある程度理解してから、正式採用というような手順を踏むことが過去の課題解決の中から、総務省は今メニューとして用意されています。そういうことであれば、より導入については、ハードルが低くなっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 そういうふうに地域と、その人材、またそういった人がマッチすれば、大変いい制度ではないかというふうに思っておりますので、そういった人が実際に来ていただける、あるいは、また地域のほうでこういう人材が欲しいというようなことであれば、非常によろしいんじゃないかというふうに思っています。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 そういった地域の受入れですとか、そういったことに関しては、今後細部は、また所管の課で相談しながら詰めていきたければというふうに考えておりますが、先ほど町長おっしゃられていたように、非常に経費が、職員も経費も制限されている中で行うには、非常に有効な施策だと思いますので、ぜひお考えいただき、導入をしていただきたいというふうに考えます。特に、じゃあこれで、大体私のほうは御質問、提案させていただいたので、これで

終わりにしたいと思いますが、最後に具体的な取組について、地域活性化センターの補助事業を活用というふうなことをお示しいただいてはいますが、今後、昨日も自治会のことであったりとか、それ以外のことで、なかなか地域住民、課題として困っていると。町長は実際、町長と語ろうの中で、住民の方からいろいろなそういう要望を受けていると思いますが、こういう外部人材の国の施策の活用に関しては、前向きでは以前はないかなというふうに思っていたんですけど、今回は大分御認識がかかっているというふうに理解していますが、独自に何か今お考えいただいていることがあれば、お示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長
町 長

町長。

まず総合的には藤原議員がおっしゃるような方向に国のほうも向かっていますし、私もそれについて、そっちの方向で一生懸命いきたいということは思っております。

一方で、やはり、例えば給食費の無料化のような中で、その辺の町でも7,000万とかという数字が独り歩きしておりますけど、これも、要するに、今の何というのですか。過去の予算と、これから来年度の物価の上昇を見ると、とってもそんな金額ではいけないんだろうというふうに思っております。電気代を見ても、すさまじい費用がかかっております。町の様々な施設でも、当然補正を組まなければ対応できないような状態になっています。

ですから、私としては、まず令和5年に対しては、まず耐えなければいけないというような中で、何とか皆さんの生活の維持をしていく年ではないかなというふうに思っておりますので、そういった中で、前へ進める施策は慎重に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、いずれにしても、なかなか令和5年はお峰入りがあつて、いい年ではあるんですけど、財政的には、非常に大変な年になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういった中で、皆さんと協力しながら前へ進めていきたいというふうに思っております。

議 長
2 番 藤 原

藤原浩議員。

今、町長おっしゃったように、これからウィズコロナ、アフターコロナということで、財政的にも大変厳しいような状況ではあると思います。である

ならばこそ、人口減少社会、税収も減少する中で、外部人材も含めて、住民協働で乗り切っていかなければいけないというふうに考えますので、一つ前に進むことをお願いします。

以上で、質問を終わります。

議 長
12 番 富 田

次に、通告順位 8 番、議席番号 12 番、富田陽子議員。

受付番号第 8 号、質問議員 12 番、富田陽子です。

件名、1. 森林の多面的利活用の展開は。

2. オーガニック給食の導入を。

1. 当町の面積の 9 割を占める森林の多面的利活用、保全再生が山北町の「なりわい、いきがい、にぎわい」につながると考える。

また、世界的な新型コロナウイルス感染によるウッドショック、戦争による円安、燃料・物価高騰など、海外の資源に依存することによる影響が、行政の執行や住民の家計に影響を及ぼしている。今こそ地域で自給できる仕組みや支援を整え、持続可能な社会を目指していくべきであると考え、問う。

①所信表明で示された森林利活用の展望は。

②建築資材、エネルギー資源、木育の材料として、今後の木材活用の方向性は。

③観光によるオーバーユースや、災害・開発・放棄・獣害等による森林の荒廃に対する環境保全再生の対策は。

2. 子どもの口に入れる食べ物がどこで作られ、安心安全で、かつ持続可能な方法でつくられているかを重視している保護者が増えている。給食に使われる食材を近隣地域でかつ有機栽培された野菜を積極的に取り入れることで、食育や子育て支援、農業支援にもつながると考え、問う。

①有機栽培された食材を積極的に取り入れた給食の導入について、町の考えはいかがか。

議 長
町 長

答弁願います。

町長。

それでは、富田陽子議員から「森林の多面的利活用の展開は」、「オーガニック給食の導入を」についての御質問をいただきました。

初めに 1 点目の「森林の多面的利活用の展開は」について、1 番目の御質

問の「所信表明で示された森林利活用の展望は」についてであります。所信表明でお示した「森に囲まれた教室」の開設については、共和地域で行われている「川崎市交流事業」や「水源地域交流事業」、また、今年度より実施しております川村小学校児童による「森林体験学習」をベースとして、子どもたちがより安全で安心して森林体験活動ができるよう、森林内に見学用の経路や作業広場、休憩エリア等の整備を進めたいと考えております。

さらに、共和のもりセンターの機能を生かし「間伐材クラフト教室」や「山の恵み料理教室」といったことができないか検討してまいります。

また、森の情報発信については、県立西丹沢ビジターセンターと連携し、登山客によるSNSでの情報発信を促進する方法を検討したいと考えております。

次に、2番目の御質問の「建築資材、エネルギー資源、木育の材料として、今後の木材活用の方向性は」についてであります。まず、建築資材につきましては、町内産の木材を積極的に活用する「旧山北体育館代替体育施設」の建設を令和6年度に予定しておりますが、実際に建築資材として町内産の木材を活用していくためには、品質、搬出量、製材方法などにおいて課題が多いので、県森林協会や森林組合等の関係機関と連携して、町内産の木材を活用する仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

また、木育の材料といたしましては、今年度より、こども園等に町内産を含めた地域木材を活用した遊具等を導入してまいります。そして、来年度以降には、小・中学校の各教室の表札や学習机の天板の導入なども考えております。

次に、3番目の御質問の「観光によるオーバーユースや、災害・開発・放棄・獣害等による森林の荒廃に対する環境保全再生の対策は」についてであります。森林の荒廃化防止には、これまで水源の森林づくり事業などで実施してきた間伐、枝打ち、下刈り等の森林整備を引き続き計画的に実施していくことが重要であると思います。

一方で、獣害に関しましては、広域ジビエ処理加工施設の導入による有害獣の捕獲促進が期待されており、現在、施設の早期稼働に向け、足柄上地域5町により調整を行っております。

農 林 課 長 こちらも現在、実際に共和地区において、いろいろな課題、例えばヤマビル一つとっても、一度交流事業をやるに当たって、地域の皆さんが前日に消毒、防虫を行ったりすることを含めて、または間伐する上では、なかなか危険が伴うということも承知しておりますので、そういうところなるべく子どもたちに負荷がかからないような場所、例えば富田議員も御存じのとおり、先日川村小学校の生徒を案内した場所であるとかというのがかなり有効な場所であると認識しておりますけども、もちろん、受入れ側の地域の皆さんの御要望ございますので、農林課といたしましては、地域の希望をお聞きしながら対応していきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 これまで共和地区で取組をしていた森林体験教室ですとか、そういうことが、これが実を結んで共和地区を中心に、こういった整備をしていただけるということは大変うれしく思います。

一つ確認なんです、昨日の一般質問の答弁の中にもありました玄倉の森林館を利活用した子ども向けの施設というのは、また、「森に囲まれた教室」とまた別のことをここでは考えられているということなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 玄倉の森林館や薬草園については、民間企業等タイアップして、そういったようなことを進めていきたいというふうに考えております。また、共和かどこか、その森林の再生をしなければいけないというふうに思っておりますので、ただ単に今やってらっしゃる、子どもたちのところということになると、やはり共和のもりセンターとかそういったところになってしまうなというふうに思いますけど、それ以外のところをどういうふうに活用していくかということも大事なものだというふうに考えておりますので、そういった中では、いろいろな試行錯誤をしながら、その森林の再生をやっていききたいなと思っております。

できるかどうかは分かりませんが、私の一つの頭としては、ある区間をちょっと柵を作って、そこにヤギとか羊とか、鶏か分かりませんが、そういったような動物を放し飼いにして、その堆肥でその地域を少しでも再生できるようなことができないかというような、そういうようなことを、

ある地域では豚を使ってやっているというようなことも聞いておりますし、そういったような動物を使いながら、ある一定の区間を少しずつ森林再生ができないか、少しでもそれを利活用できないかというようなことを考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 その森林の活用に関してなんですが、1年前の町長との座談会の際から、森林の活用の一つとして、C F O制度をやっていききたいというふうに町長話されておりました。昨日の答弁の中でも出てきたかと思います。今年5月の地域情報誌への掲載の中でも、「森」の活用を子どもたちと。山北町で進むC F O制度というふうに書かれていましたが、これ私自身も大変興味ありますし、町民からも多数問合せが来ているんですけども、議場や全協で伺ったことがなかったので、具体的にどのような制度なのかを御説明伺います。

議 長 町長。

町 長 私も4期目のぜひやってみたいことの中に、C F Oという、チルドレン・フォレスト・オフィサーというような考えがございます。こういった考えに賛同していただく企業なり、個人なりを広く、山北町に誘致して、そして一緒になって、この山北町の自然を利活用できないかというようなことで、今、企業版ふるさと納税のほうで、そういったようなC F Oを何とか、皆さんに知っていただいて、そして協力していただけるような、そんな取組をしていきたいというふうに思っておりますので、若干、まだ時間はかかると思いますが、そういう方向でやっていきたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今その説明していただきました、その町長の思いが、C F O制度なんだということは理解しましたがけれども、今、私自身もその森林や山と人の暮らしというのが離れてしまっている現在の状況で、林業従事者がどれだけ増えても、補助金がどれだけ充実しても、山がよくはならないなと感じているので、その町長の思いというのは理解するんですけど、具体的なそのC F O制度というのが、いまいち山北町として、その制度というものを使って何かをするのか、制度自体をどう山北が形にしていくのか、その辺をちょっともう少し御説明をお願いします。

- 議 町 長 町長。
- 議 町 長 当然、山北町だけでできるというふうには思っておりませんので、これに賛同していただける個人や団体、企業、そういった方が、町にかなりの投資をしていただけるような仕組みづくりができないかということで考えております。それは当然、財政的なこともあるでしょうし、また人材的なこともあるでしょうし、当然町内だけでは、この今の人口ではなかなか難しいというふうに思ってますんで、外部からそういったような人たちが協力していただけるような方法を何とか工夫して進めていきたいというふうに考えております。
- 議 12 番 富 田 長 富田陽子議員。
- 議 12 番 富 田 長 今、民間という言葉も出てきましたが、ふるさと納税の返礼品の中間事業者として、山北町と業務提携をしている某ベンチャー企業のホームページにもそのCFOという記載がありまして、子どもたちと山北町の未来をつくるとありますが、この企業とCFO制度についても業務提携をしているという認識で合っているのでしょうか。
- 議 町 長 町長。
- 議 町 長 そうですね。そういったような認識で今やらさせていただいておりますんで、まだまだ一般的に知れ渡っておりませんので、これからそういったような考え方を皆さんに知っていただければというふうに思っております。
- 議 12 番 富 田 長 富田陽子議員。
- 議 12 番 富 田 長 この企業と業務提携しているということは、CFOの具体的な、山北町で行いたいという事業を町が企業に委託するという形になるんですか。
- 議 町 長 町長。
- 議 町 長 ですから、今、CFOについて町の基本政策の中に何とか盛り込めないかというようなことで考えておりますんで、そういった中で、やはり町として、この森林を何らかの形で利活用していくために私はCFOという考え方も大事ではないかというふうに考えております。
- 議 12 番 富 田 長 富田陽子議員。
- 議 12 番 富 田 長 CFOという考え方ということがちょっと分かりにくいんですが、その子どもの森林責任者という英語の訳になるかと思うんですけども、それはその

例えば子どもと森林が関わればもうC F Oに当てはまるのか、共和でやることもC F Oに当てはまるのか、どういうふうな、何がC F Oなのかということが今私の中で見えてきてないんですけども、もう少しその説明いただいてもいいですか。

議 長
町 長

町長。
簡単に言ってしまうと、今ある自然を未来の子どもたちに残したいというような考えですけど、その方法はいっぱいあるというふうに考えておりますので、この方法だけがC F Oだというふうに考えておりませんで、そういったような、今ある、町が持っているこの自然を壊すことなく、次の世代の子どもたちにどうやって引き継げるか、そのためにいろんな方法があるんじゃないかというのが、私のC F Oに対する考え方でございます。

議 長
12 番 富 田

富田陽子議員。
いろんな考えがあるという中での、今後ということなんでしょうけど、その業務提携している企業がホームページの中で森林活用の具体的構想として、タイムカプセルを自由に埋め立てることができる森林、埋立地構想ですとか、山北町の森林が当たるガチャガチャなど、山北町で思い出をつくりにくる多くの層が面白い企画を実行とあるんですけども、こういうことも山北町が委託をしてやっていくということで合ってるんでしょうか。

議 長
町 長

町長。
ですから、これがC F Oで、この事業ですよということではなくて、相対的な、まず自然を子どもたちに残したいということと、それからいろんな施策ですね、山北がやるものもあるし、あるいは企業さんがこういう考えでやる、例えばゼロカーボンでやりたいとか、あるいは木のいろいろな、何ていうんですか、子どもたちの遊び場であるとか、あるいは癒やしであるとか、学習であるとか、そういったようなものも当然入ってくると思いますし、それらは、それぞれが皆さんがこういったことをというふうに考えることは、当然、我々としては幅広く受け入れて、そしてやっていただけるんなら、非常にありがたいというふうに思いますが。ただ、そうはいっても山北町としてはいくつかのメニューを考えなければいけないので、そういう中では、森の学童というか、そういうようなものも当然考えていって、その中でもう

少しスキルアップして、磨き上げていきたいというふうに考えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 今おっしゃっていた森の学童、あるいはこれまで話されていた森の託児所ということイメージされているようなんですけども、そういうのはもう来年度からの計画に盛り込まれていたりとかするものなんですか。

森の託児所とか、森の学童ですとか、具体的なその内容が出てきてますけども、それがCFOに当てはまることであり、来年度以降、山北町としてやっていきたいということなんですか。

議 長 町長。

町 長 私個人としては、そういう方向でやっていきたいというふうに思っておりますし、それは総合計画なり、いろいろな計画の中で順次優先的なものがあれば、そちらのほうが優先されるでしょうし。そういったようなことでは、絶対これを優先に、最初にやっていくんだということではございませんけど、今そういったことを総合的に勘案しておりますので、やはり今やっている川崎市との交流とか、いろんなところをやっておりますので、そういった事業は大事な事業ですので、そういったところは積極的に進めながら、さらにそれをスキルアップできるような事業を進めていきたいというふうに思っておりますんで。もちろん、託児所とかそういうのは、一番皆さんに理解していただく具体的なイメージではないかということで伝えてありますので、これが当然少しずつ変化していくということはあり得るんじゃないかというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 ある取材の記事では、森の託児所の予算措置、予算をかけないというふうな取材の記事が出ていまして、先ほど出ましたベンチャー企業はその活用を考えているという形になっているとありまして。そういうことが取材のネットの記事から分かったことなんですけど、これまでそういった内容というのが、議会として説明が受けてこなかったんで、今改めてどういった経緯で、企業にそういうことを計画されているのか、どういった契約内容なのか、お聞かせ願います。

議 長 町長。

町 長 具体的に、どの企業ということはないんですけど、今いろんな提案を受けております。そういう中でのプレゼンがこれからあるというふうに思っておりますので、そういった中で、山北町に一番ふさわしいものを選んで、そして、また町と一緒に協力してやっていけたらいいなというふうに思っておりますので、今複数のところが来ておりますし、また私もこの間長野に行ったときに、そういったような白馬のほうで、スノーピークというようなところも視察してきましたし、様々なところでいろいろな企業が、そういったような自然を活用した提案をしていただいておりますので、そういったものが山北町とどのようにマッチングできるかということがこれから非常に大事ではないかというふうに考えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 様々な企業が今後プレゼンして、そこから選ばれるということなんですけれども、このふるさと納税の中間事業者の方がその得られた寄附金の1割程度の金額を原資として森林の活用にというふうな記事があったんですけども、その事業者がやるわけではないということなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 そうですね。あくまでも企業版ふるさと納税ということを考えますと、町のそういったようなことに対して、企業がぜひ積極的にやってほしいということで寄附をしていただけるわけですから、主体は町になるというふうに思っています。ただ、企業の寄附していただく意向がありますので、その方向によって、それを使っていくというようなイメージだというふうに私は今のところ捉えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そういったことが、これまでの今回の所信表明のところには出ていなかったんですけども、それは行く行くということなんですか。

そのCFO制度を含めて、今回の7月に出された所信表明の中には、具体的にそういったことを考えられていますけれども、その所信表明の中には示されていないかったというのは、これはなぜなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 今いろんなものが絡んでると思います。私としては、山北町にある、これ

だけの森林を生かしたものをCFOというような切り口で少しでも前へ進めたい。一方では、ちょうどタイミング的には新東名のスマートインターが開通する。そこに来ていただく方に何を見ていただくか、何を楽しんでいただくかというときに、やはり一つはそういったようなキャンプであるとか、CFOであるとか、森林であるとか様々なものが対象になるのではないかと、うふうに思っております。かなり、まだ具体的なものがお示しできないのが歯がゆいですが。全体としては、様々なものがこれから、かみ合っていくのではないかと、またかみ合わせて何とか皆さんにお示ししたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 これからが本番というか、今後これを活用してということなんでしょうけれども、話戻りますが、先ほどのそのCFO制度として業務提携された企業というのは、これまでに森林の活用についての実績等があって、このところを選ばれたのか、どういった経緯でこの森林活用について提携をされたのか、ちょっと御説明願います。

議 長 町長。

議 町 長 具体的なことについては、森林館・薬草園については、企業のほうからそういうような提案をいただいております。また、つぶらの公園のかんぼの跡についても、様々なグランピングであるとか、そういったようなこともいただいておりますし、また大野山、あるいはほかのところでも提案はいただいておりますけど、なかなかそのところを活用するというのは、非常にハードルが、保安林であったり、いろいろな交通の問題であったり様々な問題で、なかなか実現が難しいというのが、今現状でございますので、町といたしましては、今の現状の中でできる範囲のことを、まずやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、その中で、ちょうどタイミング的には、新東名のスマートができたり、そういうようなことが見通しておりますので、そういったものと含めて、どのように町のランドビジョンを少し描いていけるかというようなことを考えております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 すみません、ちょっと私の質問の趣旨が伝わってなかったかと思うんです

けども、そのCFO制度で業務委託した事業者がこれまでの実績があって、そのような業務提携をされたのかどうかということをもう一回お聞きします。

議
町

長 町長。

長 ぴったりそのCFOの考え方に100%すぱっと入るかどうかというのは、ちょっとまだ実際にそういう提案を受けておりませんので、できませんけども、基本的には先ほど言ったCFOの制度というのは、あくまで未来の子どもたちに今の自然を残したい、そのためにどうしたら今の自然をあまり壊さないで維持できるかということがCFOの根本的な考え方でありますので、そういったような枠の中で広く考え方を理解していただけるような企業なり、個人なり、団体のほうの皆さんに理解していただければ、協力をいただけるんじゃないか。ただ黙っていても協力していただけませんから、そのためにはいろいろなふるさと納税であるとか様々なものを活用して、やっていかなければ、ただ言っている。実際に、私も今知り合いの首長とかにしゃべりますけど、話は分かったよと言うんですけど、具体的なことは起きてきませんので、そういったような具体的なことはこれから起こるように動いていきたいというふうに考えております。

議

12 番 富

長 富田陽子議員。

田 何か質問と答えが若干、あまりじっくり自分の中では腑に落ちていないんですけども、今後そういうところを、企業なり、いろんな民間企業との連携で山北町として森林を活用していくということだと、やはり町民にも広く理解を得られなければとも思いますし、この議会としてもそういうことの説明を受けたいと思うんですけども、そういう点はいかがでしょう。

議

町

長 町長。

長 当然、これから広く皆さんに理解していただくようなことはやっていかなきゃいけないと思うんですけども、今現在、富田議員からの質問の中の答えとしては、農林課長が申し上げたとおり、今現在進めているところをしっかりと、まずやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、その先にあるのが、CFOといったような私のこの4期目の考え方の中に入っておりますので、それらはこれから計画の中でしっかりと位置づけをしていきたいというふうに考えております。

議長 長 富田陽子議員。

12番 富田 それでは、2つ目の質問の②の質問のほうに移らせていただきます。

今後の木材活用の方向性についてはという答弁の回答では、「旧山北体育館の代替体育施設に、町産材を活用していくには課題が多い」という回答ですが、現在のその具体的な木材の数量ですとか、県産材や町産材の確保等、現在の進捗状況が分かる範囲でいいので、説明があれば願います。

議長 長 農林課長。

農林課長 長 まず現在、山北町で間伐を中心に、木材として搬出している数量が、年間約2,000立米前後でございます。この2,000立米というのはどのぐらいかということなんですけれども、今回、旧山北体育館代替体育施設を木造で建築した場合に使う資材、木材量が約300立米と考えられております。ですので、余裕に建てられるとお思いでしょうが、建築材として、木材を利用する場合には、これは法律の中で、いわゆるA材と言われるものではないと建築の構造、例えば柱とか、構造に重要な部材には使えないということになっておりまして、300立米の木造建築のうち、約9割がA材でないと建築できないと。一部、相当加工料金の高い集成材で構造材として使えるというのがあるんですけども、基本的にはA材が90%必要だということ。単純に270立米が必要だということなんですけども、山北町、先ほど約2,000立米の搬出木材があるんですけども、高く見積もってもそのうちの2割程度しかA材がないという形になっておりまして、なかなか山北町内だけで建築資材を調達するというのは、まずそこが課題だと。

あと例えば材木を切り出しまして、木材にして使うとなりますと、当然その丸太で出したものを製材をする、製材をしてから乾燥をする、それから建築資材として使うという中が、なかなか山北町内でそれが完結するようにはなっていないと。こういう問題がありますので、今、生涯学習課のほうが中心となりまして、そういう木材建築にたけている専門家の方を、アドバイスを聞きながら今実施をしているという状況で、取りあえず令和6年度でございまして、今年度より町内産の木材を確保するような形で今農林課として動いているというような状況でございます。

議長 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 内容については理解いたしました。また木育の材料としましても、今年度からこども園等に町産材を含めた地域木材を活用した遊具等を導入していくというふうに考えられて、導入していただけるわけですが、こちらのほうに関しての進捗具合というのは、どういった感じでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 こちらに関しましては、先ほど町長の答弁にもございましたけども、今年度、こども園等に遊具をまず導入して、今製作している最中でございます。こちらにつきましても、加工していただいている業者さんが、一応間伐材を、山北産の場合は写真等を撮りながら、山北のどこどこで産出された間伐材だという形を証明していただきながら造っております。ただし、こちらも全部が全部山北町内かという形では、なかなか難しい状況でございますので、足柄地域とか、そういう形の中で、地元産の木材を利用して遊具のほうを造っております。現在、こども園、向原保育園、あと岸幼稚園、こちらのほうに、先日議会でも説明させていただきました内容についての遊具等を、今制作をしているというような状況でございます。

また、来年度以降になりますけども、今度は、中学校等の各教室の表札、または学習機の天板、こちらは、かなりほかの市町村でもやっていることではございますけども、天板のほうを、これは特殊な加工は必要ないんですが、全て町内産でできるような形で、一応調整をしているような状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 この構造材としての山北町産材というのは、課題が多いということは分かりましたけれども、木育の材料という観点からはこの町産材、地域木材を積極的に使用していただける機会が多くなってきているということは大変うれしく思いますし、今この町がこのように積極的に取り組む姿勢を見せて、実際に山北の木が加工されて多くの方に、目や手で触れていく機会が多くなってからは、林業従事者とか、森林所有者の意欲にも増していくと思いますので、今後も積極的に取り入れていただきたいと思います。

このA材ですとか、いい材を確保するというのは今すぐには難しいことかもしれませんが、木育等、様々な木材を町産材で賄うといったときに、一つ

の提案ですけれども、近隣では、小田原市が基金材という仕組みを取り入れています。実際の山の現場では、森林の長期的な計画に基づいて間伐や搬出を行っています。かつ、切って乾燥も必要なので、すぐ使用できるわけではないというのが木の特徴なんですけれども、いきなり建物建てるからとか、いきなりまとまった数量が欲しいというニーズに、その地産地消というところで行くと、ニーズには対応できないという問題もあると思います。小田原市では、毎年決められた予算額を木材の伐採、搬出、製材、乾燥、そして保管等のために確保されていて、毎年一つの学校の木質化やリフォーム等に使用されているという現状があります。

このように一定の予算額が確定されていれば、現場側も計画的に伐採、搬出することができますので、山の斜面や作業員への負担も軽減されますし、材料が必要になったときに、急に予算を確保しなくて済むので、早く着工できると思うんですね。なので今後、森林環境譲与税の一部をこのような形で町内の木材調達に計上していくということが、今後も木育ですとか、建物の町産材の木材を利用するというときに利用しやすくなるのではないかなど考えておりますが、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 非常に、木育については、山北町、これだけ森林が多いもんですから、必要だというふうに考えております。そういう中で、今言ったような予算的なことについては、まだ1回も話はしておりませんが、山北町三つの財産区がございます。その財産区の中で一定の金額をもし出していただければ、そういったような木育のところができるのではないかなというふうに思っておりますので、今度一回、財産区の管理会の中で話してみたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 じゃあ、そこはもう森林環境譲与税というわけではなく、財産区と連携してという考え方ということですね。財源は今後話し合っていたきたいことですが、木材の一つのストックの形として、災害時の仮設住宅等の材料としても、そういう木材を一定の予算額が確保されていれば、ストックできるのではないかなというふうに考えています。一つの例ですけれども、板倉工

法という同じサイズの4寸角の柱と3寸の板のたった2種類だけで構造材や、屋根から壁まで造れてしまうという造り方もありまして、それが実際に3.11の震災の際には、福島で復興住宅として建てられて利用されたということです。解体もしやすいので、仮設住宅が終了した後は、住居としても使うことが可能だということです。こういう木材の一定程度の予算額が確保されて、木材がストックされるということによって、災害時にもし町民の方で被災して家に住むことができなくなった方のためにも、こういう木材がストックされるということで安全、災害対策にも応用できるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 もう既にその提案は、財産区のほうから受けておりますけれども、まず手順としては、貯木場を今、森林組合等でも探しております。いきなり製材にできるわけでは、まあ数量が決まっていればできますけれども、できるわけではないので、切ったものをある程度、貯木場で乾燥させなければいけない、その場所が今、どこが適切かということで、森林組合さんのほうで探しておりますので、そういったような、まずそのところを始めて、そこから次に、今度は貯木場から製材に持って行って、製材したものを今度はどこに置いておくのか、濡れないような建物も必要になるということで、段階的にやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、少しずつ始めたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そこは前向きに検討していただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。答弁の回答では、このオーガニック給食の導入というのは「課題が多くて積極的に活用していくのは困難である」という回答でしたが、現在この川村小学校で山北の食材を取り入れた献立が、「かながわ学校給食夢コンテスト」にて、教育長賞を受賞されたりですとか、園、小中統一メニューとして、山北「鉄道の日」献立には、山北産の食材を多く使った給食というのを提供されておりました、食育や地産地消をはじめとして、給食にかなり力を入れられているなどというのが実感としてあるんですけれども、この山北産の食材というのは、現在どのように調達されているんで

しょうか。

議 長

こども教育課長。

こども教育課長

山北産の材料になるんですけれども、野菜につきましては、実際に名前を出していただくと、「とれたて山ちゃん」、こちらのほうは、園のほうも、小中学校のほうも使わせていただいております。それ以外、そこで調達できない野菜は、町内の商店等を使わせていただいております。それと、もやし等につきましては、製造販売している会社が町内にございますので、そちらのほうから調達と。あと肉等につきましては、やはり町内のお肉屋さんのほうから買わせていただいております。「とれたて山ちゃん」につきましては、町内の方の農業従事者の方のものがほとんどですので、これは町内産を使えるということなんですけれども、それ以外の肉とか、それ以外、仕入れてきたところが県内なのかその辺はちょっと不明なんですけれども、そちらのほうを使わせていただいております。パン、牛乳、御飯につきましては、これは学校給食会というのがございます。そちらのほうを通しまして、そちらの指定の工場のほうから入れさせていただいております。牛乳につきましては、中井にあります、旧の共楽の今、あしがら乳業だったか、タカナシですね、そちらのほうから入れているんです。それと、米とパンにつきましては、学校給食会の指定の工場がたまたま町内にございます。そちらのパンの工場のほうから入れておまして。こちらのほうは、聞いてるところだと上郡、ほとんどがそちらのほうから入れていると聞いております。

議 長

富田陽子議員。

12 番 富 田

様々な食材を近隣地域で調達できているということを理解いたしました。そして野菜については、山北産の「とれたて山ちゃん」から生産者から、山ちゃんを通して購入されているということが理解しましたが、答弁にあります「有機野菜を調達することは難しい」ということなんですけれども、この生産者さんとうまく連携を取って有機栽培で作ってくださいという願いするというのは、難しいことなんでしょうか。

議 長

町長。

町 長

我が家でも、山北中学校のほうに筍なんかをやっておりますけど、基本的には、私は、オーガニックもいいんですけども、ナチュラルな自然のものが

いいんではないかというふうに思っておりますので、そういった方向で、や
っていったらというふうに思っています。

オーガニックに関して、諸外国では非常に盛んですけれども、日本について
は、非常にそこが曖昧で、例えば種なんかにそういうような規格が全くない。
外国ですと種から有機栽培じゃないと駄目というようなところですけど、日
本ではそういうのはございません。ですから、やはりオーガニックというの
は、日本ではなかなか、やっている農家結構いらっしゃるんですけど、なか
なかそのところは定着しにくいというのは、やはり我が家も農家ですから
分かるんですけど、やはりなかなか抵抗があるんで。コストもかかる、それ
から金額も。農家にとってはいいことなんですけど、買っていただく方はど
うしても、そういったような高いものになってくるというようなことは伺い
ますんで。我々としては、できるだけ低農薬、あるいは全く無農薬で自然な
ナチュラルな食材が提供できないかというようなことを考えておりますんで、
そういった中では、これからは、今、何ていうんですか、こういった世界的
な、肥料の高騰とかそういうのを考えますと、やはり日本が一番進んでいる、
そういったような例えば土壌細菌とかそういったようなものを生かしながら、
農業を進めていけたら、そういったような食材は無農薬でもかなり低コスト
でも可能ではないかというふうに思っておりますので、そういった方面に力
を入れていきたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 オーガニックとか有機とかという言葉を使うと、どうしても J A S 認定と
か、そういうふうな認定されないとみたいな基準が出てきてしまうと思いま
すが、今町長言われたように、そのナチュラルですとか、低農薬とか、そう
いったその既存の J A S 認定とかにとらわれず、山北町が考える安全な野菜
ということの基準をつくっていただければ、導入というのは難しくないと思
うんですね。私が一番導入に必要だと、オーガニック給食の導入が必要だ
と思う理由の一つで、今町長おっしゃられてたように、日本は農薬大国と言わ
れてまして、日本の農薬の使用量というのは、国連の食糧農業機関の調べで
も世界第 2 位とされています。海外、特に E U でも使用禁止となった農薬
も日本は使用可能で、2018 年度以降、海外で禁止になった農薬というのがど

んどんこの日本に輸入されているという現状があります。輸出量が多いものとしては、除草剤のパラコートとか、ジクロロプロペンというもの。それは強い毒性があったり、地下水の汚染ですとか発がん性があるというふうに言われています。日本では逆に農薬の規制緩和が行われているような現状でして、グリホサートという除草剤ですとか、ネオニコチノイド系の農薬とかの使用が日本では可能になっていますので、海外から輸入されている、グローバル経済の中で日本が販売市場になっているという現状があるんですね。

そういったことを知らずに口にしている現状もあるかとは思いますが、生産者の方の中には、子どもたちにいいものを提供しようと思って、有害なこととか、世界的な市場を知らずに使用されている方もいらっしゃると思いますし、逆に現在も出荷されている方の中には、そういうのを子どもたちのために控えられているという方もいるかと思うんですね。

なので、そういったことから、もう少し山北町としても、出してくれる方を必ず買うというよりは低農薬ですとか、そういう発がん性のあるものを控えてくださいとか、そういったふうな食材の提供をお願いを。連携を強化すれば可能ではないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 まず、消毒といふかなんですけども、実際作ってる農家は、嫌なんですよ。自分たちが一番近くでやっていますんで、必ず副反応というんですか、そういったのはいずれ出てしまう。うちの両親なんかも、祖父なんかもみんなそうですけど、やはり80、90になるともう、そこの農園のほうへ、消毒したところに入ると、何ていうんですか、皮膚が反応してアレルギーが起こってしまうというようなことを経験していますので。基本的に農家は農薬は使いたくない。しかしやはり、嫌々でもそういった中で使っていく。二つ、要するに、害虫と病気のほうがあるんですけども、害虫については、手間さえかければ、ネットをかけるとかいろいろな方法で防げるんですけど、病気については、なかなかこれが防げないと、今の状況ではですね。ですから、もし病気を防ぐためにどういうふうな方法があるというので、いろいろ考えてはいるんですけど、どうしても安易な方法としては消毒してしまうというようなことが

ございますけど。これらは、なかなか難しい問題だとは思いますが、極力消毒を低農薬にして、農薬を使わないというようなことでは、当然、一緒になって進んでいきたいというふうに思っております。

議長 富田議員、時間の関係もありますので、最後の質問でまとめていただければと思います。

富田陽子議員。

12 番 富 田 今回、提案させていただいたのは、かなり現実的には難しいことかもしれませんが、今年の7月に国で、みどりの食糧システム法というのが施行されて、その中の一つとして、有機農業の面積を拡大させるとか、化学肥料や農薬を低減させる目標というのが施行されました。それが結構、今後にとってチャンスになるのではないかなど。徐々に補助金とかが出てくれば、給食費の削減にも、そういうのを活用して給食費の削減にもつながりますし、購入する際の生産者のほうの助けにもなっていくと思うんですね。そういう補助金をうまく利用していただければ、今後、今すぐには導入は難しいかもしれませんが、今後山北町として、そういう安全・安心な野菜や食材を利用していくという公言することで、生産者側のほうの意識も高まると思いますし、その農家も買い取ってくれるということで収入も安定しますし、生業とか生きがいにつながっていくと思うので、今すぐということは私も考えていませんが、一品ずつですとか、月一ですとか、長い目で取り組んでいただくということを考えていただければいいなと思います。

終わります。

議長 教育長。

教 育 長 今、言われたように、「みどりの食糧システム戦略」、目標が定められておまして、25%ですか、農作地がね。そのうちの実際は0.2%という、まだ全然進んでいないという、そういう状況があるというところの中で、今、町内の小中学校の給食につきましては、町内の割合が13.1%、それから、県内の食材が32.4%、国産割合は91.7%。非常に高い率で給食の食材を提供しています。基本的には、学校給食は安全であります。食材については、ですから、そういう中で進めておりますので、これをオーガニック、あるいは有機栽培、確かに栄養価が高いとか、味が濃いとか、いろんな利点はありますけ

ども、課題もいろいろ町長の答弁もありましたように、課題もあります。ですから、そのところを一つずつ解決していかなければいけないんじゃないかなというように思っております。

ですから、一度にはこれはできないというところの中で、給食だけではなくて、我々3食、食べてますので、そういった中でのところの認識も、やっぱり高めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ってますので、ちょっとすぐにはこれ解決できる問題じゃありませんけども、行く行くは、そういう形の中では、より安全な給食の提供ということは考えていきたいというふうに考えてございます。

議 長 ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は、11時5分。11時5分といたします。 (午前10時52分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時05分)

日程第2、議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

山北町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、本条例を制定する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第70号 山北町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、個人情報の保護に関する法律の改正法が令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることとなりました。これに伴い、各地方自治体において法

律にのっとり制度運用を図る必要があることから、本町の個人情報の保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じており、本条例を制定するものです。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。

1枚お開きください。

本則でございますが、第1条につきましては、本条例の目的を規定しています。第2条につきましては、実施期間を規定しています。町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区としています。第3条につきましては、法律では保有する個人情報を明らかにするため、本人の数が1,000人以上などの一定条件を満たすものについては、個人情報ファイル簿の作成及び、公表を義務づけています。ただし、旧条例で作成、公表することとされていた個人情報取扱事務登録簿については、条例で定めることを妨げるものではないとされており、個人情報の適正管理のため、引き続き作成、公表を規定しています。

1枚おめくりください。

第4条につきましては、法律では、開示請求に係る手数料を条例で定めるよう規定しています。旧条例では写しの作成及び、送付に要する費用のみ開示請求者の負担としておりましたので、引き続き同様の規定を設けるものです。

第5条につきましては、開示請求の手続を規定しています。

第6条第1項につきましては、開示決定は開示請求のあった日から15日以内と規定しています。第2項につきましては、事務処理が困難な場合の延長は30日以内と規定しています。

第7条につきましては、著しく大量な場合の開示決定の延長は45日以内と規定しています。

第8条につきましては、訂正請求を規定しています。

第9条につきましては、利用停止請求を規定しています。

第10条につきましては、審査会への諮問を規定しています。諮問要件といたしましては、条例の改廃、保有個人情報の安全管理のための必要な措置、実施機関における個人情報の取扱に関する運用上の細則を定める場合として

います。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

旧条例の廃止。2項、山北町個人情報の保護条例は廃止する。

経過措置。3項、次に掲げる者に係る旧条例第12条又は第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。ならない義務については前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

1号、前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱に従事していた者。

2号、前項の規定の施行前において、旧条例第13条に規定する受託に係る業務又は旧条例第14条に規定する公の施設に係る業務に従事していた者。

4項、附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第17条、第25条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5項、次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施期間が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された行政情報、附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1号、附則第2項の規定の施行の際に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において、旧実施機関の職員であった者。

2号、附則第3項第2号に掲げる者。

6項、前項各号に掲げる者が、その業務に関し知り得た附則第2項の規定の施行前において、旧実施機関が保有していた旧個人情報を同項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7項、第2項の規定は、山北町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8項、附則第6項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反し

て秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9項、附則第2項の規定による旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第70号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託としますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは質疑のある方は、どうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 2番、藤原浩です。

この条例に関しては、国のデジタル社会に適応した制度改正を勘案したものであるというふうに理解しておりますけれども、本条例制定によって、第2条で示されていますように、ある程度の数の情報が登録簿のほうに集約されるということだと思います。で、そういった状況に関して、これについては、特に電子化等はうたわれてはおりませんけれども、従来の方法でこの辺の安全性が担保される仕組みが構築されるのかどうか、ちょっとその点について御説明いただければと思います。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 この事務登録簿だけに限らず安全性の確保ということなんですが、実際、今現在1,700いくつの地方自治体が個々の条例で個人情報というものを管理しております。今回、法改正で大きな部分はもう法律の改正で全て済みます。今までの経緯を見ますと、専門家が危惧しているのは、例えば今マイナンバーカードでいろんな改正が出てます。そうすると、それに追いつかない自治体も実際あります。改正しないでそのままやっちゃってると。そういうのも専門家が危惧してるん、もちろん本町の場合はちゃんとやってるんですが、今後そういうマイナンバーカードで変わったときも、もう法律の下でどんどん国が変えてくれますので、自動的に市町村は条例を制定しなくても、ちゃんと決まり事ができるということなので、今回の条例の制定、法律の施行によって、安全性は高く確保されることになると考えております。

議長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 今回の条例制定に関しては、電子化を進めるものではないというのは承知しておりますので、そこには触れないようにはしますけども、おっしゃるように、先ほど質問させていただいた中で、デジタルトランスフォーメーションというのが進む中で、佐藤課長が言われるような流れにはなるんで、統一された仕組みの中で安全性が担保されるということになるとは思うんですけども、多分それに追いつく前に、アナログと併用するような状況が、多分一定期間続くはずなので、その点について、どう担保するのかということで質問させていただきました。その点についてはいかがでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 この事務登録簿で申しますと、約800の、今事務が登録されてます。これは前にもちょっと、私話したことあるんですが、今、紙で管理しておりますので、事務をやってる上で、非常に大変です。大変な理由が二つありまして、一つはそこの部屋に行かないと見れないと。見れないと。これを電子化すれば一人、皆さんパソコン持ってますんで、その中で共有もできますので、これ早い段階で、電子化にはしていきたいというふうには考えております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 近隣の自治体でアナログによる弊害で事件が起こっている例もありますので、その辺は今、佐藤課長おっしゃったように早期の実現を目指して安全性を担保していただきたいというふうに考えます。

以上です。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 はい。承知いたしました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9 番、大野徹也議員。

9 番 大 野 9 番大野です。

ただいまの情報の、個人情報の関係で、デジタル化というか、例えばパソコンの中で見れるという、今そういうお話でしたので、その辺のセキュリティーの関係ですね。いわゆるその個人が持ち出しを可能な状態になってしまうと、これまた先ほど藤原議員が申し上げたようなことが生じますので、その辺のセキュリティーをしっかりと担保できるような形に取っていただければ

と思います。

以上です。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 そのセキュリティの問題。今パソコンを外に持ち出すということだと思わんですが、それとは違う。

9 番 大 野 例えば、USBで落とし込んだりとか、そういうことですね。

企画総務課長 その辺のUSB、庁舎内で使うルールとか、仮にパソコンを、だから、今、テレワークで自宅で仕事する場合もあるんですが、そういうときに、持って行ってよろしい情報というのも、全て基準をつくりまして、管理のほうはさせていただいております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第70号については、総務環境常任委員会に付託とします。

日程第3、議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について。

山北町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第71号 山北町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の施行に伴う制度の見直しにより、現在別々の審査会として設置されている情報公開審査会と個人情報保護審査会を統一し、審査会機能の充実、

効率化を図るため、本条例を制定するものです。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。

1枚お開きください。

本則でございますが、第1条につきましては、本条例の目的を規定しています。

第2条につきましては、審査会を地方自治法第138条の4第3項による町長の附属機関として設置すること及びその権限について規定しています。

第3条につきましては、審査会は5人以内で組織すると規定しています。

第4条につきましては、審査会の委員の資格、任免方法、任期、職務上の主義等について規定をしています。

第5条につきましては、審査会の会長及び、職務代理者を規定しています。

1枚おめくりください。

第6条につきましては、この条例で用いる諮問庁、行政情報、保有個人情報の用語の定義を規定しています。

第7条につきましては、審査会が適切な判断を行えるようにするために調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めること、その他必要な調査を行うことができる権限について規定しています。

第8条につきましては、審査請求人等が審査会において、原則として、口頭による意見陳述権を有することを明確にし、また補佐人についても規定しています。

第9条につきましては、審査請求人等が意見書等の提出権を有する旨を定めるとともに、その提出について、一定の制限を課すことを規定しています。

第10条につきましては、審査会の指名する委員に必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを規定しています。

第11条につきましては、審査請求人から意見、意見書もしくは、資料の提出があったときに、他の審査請求人に送付することを規定しています。

1枚おめくりください。

第12条につきましては、審査会が答申したときは、審査請求人と参加人が答申書の写しを送付することを規定しています。

第13条につきましては、審査会は、必要があると認めるときは、町の機関、

または町の機関以外の者に対して、必要な協力を求めることを規定していません。

第14条につきましては、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項の規則への委任について規定しています。

第15条につきましては、審査会委員の守秘義務違反について罰則を規定しています。

附則。

施行期日。1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

経過措置。2項、この条例の施行の際、現に山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の規定による改正前の山北町附属機関に関する条例第2条の規定により町に置かれた山北町情報公開審査会及び山北町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により任命を受けたものとみなす。

3項、この条例の施行の際現に山北町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の施行による改正前の山北町附属機関に関する条例第2条の規定により町に置かれた山北町個人情報保護審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る山北町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2項の規定による廃止前の山北町個人情報保護条例第33条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4項、施行日前に旧条例第32条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5項、この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

6項、第3項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7項、前項の規定は、山北町の区域外において同項、罪を犯した者にも適用する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第71号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託としますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

8番、清水明議員。

8番 清水

8番、清水です。

ちょっと総括的というのに、若干外れるかもしれませんが、第4条、委員は優れた識見を有する者のうちから町長は任命をする。その優れた識見を有する者ということの、ある程度の具体的なものがあつたらば教えていただきたい。

併せて、その附則のところ、経過措置の2です。これによりますと、今、山北町情報公開審査会及び、山北町個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日、令和5年4月1日に第4条第1項の規定による任命を受けたものとするということで、引き続き任命をされるというふうに読み取れますが、それは間違いないということですね。

ですから、ということは、今、委員をされてる方はこの識見、優れた識見を有する方ということで、引き続きということで、なるということで、考えてよろしいのかなと。ちょっと質問が変ですが。お願いします。

議長
企画総務課長

企画総務課長。

今、議員が言われたとおり、まずこの附則の関係。現の委員がそのまま新しい委員になっていただくことを考えております。5人の方なんですが、うち2名が弁護士の先生、お願いしてます。この弁護士の先生は、弁護士会のほうに依頼文書を出して、誰かを推薦してくれということで、大体2期とか3期、務めていただくんですが、弁護士会のほうから推薦をお願いしている2名です。あと、大学の教授が2名。これも大学のほうにお願いして先生のほうを推薦してくれということで2人お願いしてます。それで4人で。もう一人は県職のOBですね。県職のOBで、これについては、この足柄上郡内に決まりはないんですが、足柄上郡内に住んでる方の県職のOBの方をお願いしております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番、藤原浩議員。

2 番 藤 原 2 番、藤原浩です。

先ほどの議案第70号の条例の中に実務機関として、監査委員が含まれています。それで、今議案第71号の中に諮問庁の記述が、第6条で諮問庁の記述がありまして、その中の町の機関（議会を除く）というふうに明記されております。この中、機関、監査委員というのはこれは議会を出している監査委員は、これは含まれないというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 そうではなくて、これ山北町議会を指します。前の法律ですと、山北町議会も町長部局と同じような形で含む。町長部局が条例を定めれば、議会もそれにのっとってやれるということだったんですが、法律の改正で議会と町長部局は分けろということになってますので、ここでいう議会とは、議会から出てる監査委員とかではなくて、ここの、議会ですよ。山北町議会を指しております。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 ちょっと今の説明で分かりにくかったんですが、そうすると、この監査委員というのが端的に質問させていただいて、議員として出てる監査委員は含まれない。該当しないということですか。

議 長 企画総務課長。

企 画 総 務 課 長 もう一度、この第70号の議案、ここの第2条のことから話されてるんですよね。ですから、この第2条には、先ほど言った話で、今度法律で議会は分けなさいということになったんで、ここには入ってません。前の条例のときにはここに入ってるんですが。

で、ここの諮問庁の議会を除くというのは、その監査委員ではなくて、議会のことを指してますので、議会から一人議員選出で監査委員のほうには出させていただいてるんですが、それはこの条例のほうに含まれるということになります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第71号は総務環境常任委員会に付託としま

す。

日程第4、議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要性が生じたため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明します。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例の一括整備の概要でございますが、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることに伴い、関係する条例の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

13枚おめくりください。

最初に、山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項第1号につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。4号、5号につきましては、特例任用される職員を派遣対象外とするものです。

1枚おめくりください。

次に山北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務

職員となるものです。

次に、山北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正で
ございます。

附則につきましては、給料月額7割措置が条例による降給事由と位置づけ
る必要があることから規定しています。

1枚おめくりください。

次に、山北町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

最初に、新たに目次を規定しています。

第3条につきましては、定年年齢を65年と規定しています。

第4条につきましては、定年退職の特例に関する規定です。勤務延長制度
については、従前からあるものですが、本町では規定されていませんでした
ので、新たに規定するものです。勤務延長制度とは、定年退職予定者の勤務
の特殊性、または職務遂行上の特別な事情から見て、当該職員の退職による
公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、定
年による退職の特例として、当該職員を定年退職日以降も当該日に従事して
いる当該職務に従事させるため、引き続いて勤務させる制度です。

1枚おめくりください。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理職を
規定しています。

第7条につきましては、役職定年が適用される年齢を規定しています。

第8条につきましては、役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を規定
しています。

第1号の基準は当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び勤務経験等
に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係
る標準職務遂行能力及び、降任等をしようとする職について適性を有すると
認められる職に降任等をするを規定しています。

第2号の基準は、役職定年による降任後の職について、できる限り上位の
職制上の段階に属する職に降任等をするを規定しています。

第3号の基準は、役職定年により管理監督職である課長を非管理監督職に
降任する際は、課長よりも上位の職制上の段階に属する部長職についても、

役職定年による、非管理監督職に降任するような場合には、原則として同じ職制上の段階に属する非管理監督職に降任させるか、課長については、それよりも下位の段階に属する非管理監督職に降任することを規定しています。

1枚おめくりください。

第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を規定しています。第1項につきましては、特例任用として、第1号から第3号までに掲げる事由に該当する場合、職員の異動期間の末日後も1年以内の期間で、異動期間中についていた管理監督職に、引き続き就かせることができると規定しています。

第1号は特殊な技能が必要な職務。第2号は僻地の職務。第3号は特別なプロジェクトの継続の必要がある場合。

第2項につきましては、1度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間でさらに延長できることを規定しています。第3項では、異動可能型特殊任用について規定しています。

1枚おめくりください。

第4項では、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間でさらに延長することができることを規定しています。

第10条につきましては、勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により異動期間を延長する場合、並びに異動可能型特例任用により、他の管理監督職に降任しようとする場合には、当該職員の事前の同意が必要と規定しています。

第11条につきましては、特例任用により異動期間を延長した場合において、異動期間の末日の到来前に延長事由が消滅した場合には異動期間の末日を待つことなく他の職への降任等をすることを規定しています。

第12条につきましては、定年前再任用短時間勤務制の60歳に達した日以後、定年前に退職したものを短時間勤務の職に採用することができることを規定しています。

第13条につきましては、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前、再任用短時間勤務職員の任用について規定しています。

附則。

定年に関する経過措置。3項、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、61年。

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、62年。

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで、63年。

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、64年。

情報の提供及び勤務の意思の確認。4項、任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対して、当該職員が年齢60年に達する日以後適用される任用及び給与に関する措置の内容その他、必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

1枚おめくりください。

次に、山北町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条につきましては、減給処分の発令時における給料の額及び、これに対する地域手当の合計額の10分の1以下の額を減ずると定めた上で、減給処分の期間中に60歳となり、給料月額7割措置の提供を受けることとなった場合の取扱を規定しています。

次に、山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第2条及び第3条につきましては再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

第4条及び第12条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

次に、山北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第

2条及び第9条につきましては、定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員、定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加することを規定しています。

第16条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正にならったものです。

1枚おめくりください。

第18条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

第19条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

次に、山北町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第4条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

第11条の2第2項第2号及び第13条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

第17条及び第18条につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

1枚おめくりください。

第18条の5につきましては、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものです。

附則。第15項につきましては、俸給月額7割措置に関することを規定しています。

第16項につきましては、俸給月額7割の適用除外となる職員を規定しています。

第1号は、長期継続雇用を前提とせず、定年制も適用されていない職員。
第2号は、定年等に関する条例、第9条各項の規定により異動期間を延長さ

れた管理監督職を占める職員。第3号は定年等に関する条例第4条第1項、または第2項の規定により引き続き勤務している職員。

第17項については、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に関することを規定しています。第18項については、管理監督職勤務上限年齢調整額に関することを読替え規定を規定しています。

1枚おめくりください。

第19項については、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をした職員について、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員との健康上必要があると認められる職員には、当分の間、俸給月額のほか、別に俸給を支給することを規定しています。

第20項につきましては、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員、及び附則第19号の規定による俸給が支給される職員以外の職員であって、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員及び、附則第19項の規定による俸給が支給される職員との健康上必要があると認められる職員には、当分の間、俸給月額のほか、別に俸給を支給することを規定しています。

別表第1につきましては再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員となるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第72号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、大野徹也議員。

9番大野 9番、大野です。

ただいまのこちらの関係につきましては、いわゆる定年の延長ということで、これは、まあ時代の要請ということもございましょうし、あるいは年金財政とか、その辺の絡みもあるのかもしれませんが、ちょっと気になるのが、新規採用の関係につきましては、その辺の手当ができるのかなというふうな。国からは採用職員を関係が、以前そのちょっと、なかなか増やすのが難しいというふうなお話をされてたかと思いますので、その辺との絡みでどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 この問題については、国のほうもまだはっきりこうしなさいというモデル事例は出していただいてません。まずはとにかく年齢を伸ばすということになってます。

今の本町の職員数からすると、まだまだちょっと定員に達してなくて、4年度も正規職員を張りつけたかったんですが、張りつけない職場が複数あります。そこは会計年度で今やっていただいているんですが、ですから、まだ当分の間は、新規採用、これで抑制するという事はないと思います。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 この条例改正、条例の制定については、国の社会の流れに沿うものであって、それ自体に疑義はないんですけども、この条例制定後、何て言いますかね、今の例えば管理職の方々なんか定年を延長されることになると思うんですけども、これ以降、人件費について、どのような影響が出ると予測されてますでしょうか。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 今、課長職で60歳を迎えられて、再任用されている職員、周りにたくさんいらっしゃって、御存じだと思うんですが、その方と、今回給料は7割を補償されるようになります。この定年延長だと60歳のときの7割の給料で延長を迎えればということで。そうしますと、その間についての1人当たり、ちょっと細かい数字はぱっと出ないんですが、200万円程度は1人当たり、変わるんじゃないかと。ですから上がるということですよ。そういうことで、算定のほうはさせていただきます。

議長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第72号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開は13時。再開は13時といたします。
(午前11時54分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前13時00分)
冒頭、企画総務課長から発言を求められてますので、これを許可します。
企画総務課長。

企画総務課長 はい、ありがとうございます。
午前中の議案第72号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例。これ公務員の定年年齢の引き上げの説明の中で、藤原浩議員から予算的、人件費的にどのくらい違いが出るんだという質問をいただきまして、私のほうで200万円と答えたんですが、これについてはちょっと、いろいろほかのパターンもありまして。というのは、現在でも再任用の方65歳まで働けるんですが、週3日の方もいれば、週4日の方もいるから、今のもらってる金額自体がまず違います。今後、定年年齢が引き上がったときに、60歳のときの給料が7割に設定されるんですが、それも課長級で退職する人もいれば、課長級にならずに退職する方もいるんで、その7割の金額もまた違いますので、いろいろなパターンがあるということで、追加で説明のほうをさせていただきました。

議 長 それでは、続いて日程第5、議案第76号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第76号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、職員に支給する手当について、一部改定を行うために提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第76号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、給料と同時に支給される地域手当の支給率を3.5%から4%に改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

2枚おめくりください。

第9条第2項中につきまして、「100分の3.5」を「100分の4」に改めるものです。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第76号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 13番、石田でございます。

町のために一生懸命働いていただいている職員の手当が上がるということに、反対するわけではないですけども、過去には地域手当5%のときもあったんで、反対というわけではないんですけども、ちょっと1点お聞きいたします。

この地域手当が上がることによって、交付税への影響というのはどの程度出るのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 約500万円ということで試算のほうはしております。

議 長 石田照子議員。

13番 石 田 交付税が500万減少するということですよ。それはやりくりで何とかなるといふことなんですよ。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 500万円については、何とかやりくりするように考えておりますので。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第76号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。
日程第6、議案第77号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第77号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。
提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第77号 山北町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、令和4年度税制改正により、地方税法の一部が改正されたことに伴うもので、法改正に合わせて、引用条項の整理をするものです。このほか、県内市町村の動向を踏まえ、督促手数料の廃止について改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

2ページおめくりください。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第9条督促手数料を削除し、それに伴い第9条の2を繰り上げるものでございます。

附則第14項は固定資産税の課税標準の特例、いわゆるわがまち特例に関する規定でございますが、まず第2号の下水道除外施設に関する特例割合について、「4分の3」を「5分の4」に改めるものでございます。

その次の第3号から次のページ、第12号までは「第27項」を「第26項」に改め、第13号は「第35項」を「第33項」に改めるものでございます。

それでは、議案の2枚目の附則からを御覧ください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第9条及び第2章の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

督促手数料に関する経過措置。第2項、この条例の施行日前に納期限の到来した町税に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置。第3項、この条例による改正後の山北町税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議がないので、議案第77号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第78号 山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第78号 山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、若者の定住促進を目的に、卒業後一定期間町内に居住する者に対し、奨学金の返還免除制度を導入することに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課から説明いたします。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 それでは、議案第78号 山北町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

初めに、山北町育英奨学金につきましては、優良な生徒であって、経済的な理由により高等学校、または大学課程の就学困難な方に対して、学資を貸与して就学を奨励することを目的にしております。

貸与額は、高校生月額1万円、大学生1万5,000円となっております。

貸与された奨学金は、貸与終了後、卒業とかそういう後になります6か月を経過した後、10年以内に全額を返済ということになってございます。基本的に貸与ということでございます。

今回の改正の概要につきましては、返済義務が発生した後、山北町に居住し、かつ就業していた場合、貸与額を10年の月数120で除した額を1か月分といたしまして、申請により返済を免除するもので、若者の定住を促すとともに、就学で得た知識や経験等を地域へ還元してもらうことを期待してございます。

それでは、内容につきまして説明に移ります。詳細につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

3枚目を御覧ください。

第16条第2項中「又はその他の1年以内の割賦によらなければならない」を、「とし、1箇月分の返済額は、貸与を受けた奨学金の金額を120で除して得た金額とする」に改め、第3項を削り、第4項中、前2項を前項に改め、

この第4項を、第3項に繰り上げ、第5項中「奨学金は」の次に、「第22条第2項による返還免除の期間を除き」を加え、この第5項を第4項に繰り上げます。

次に、第22条になります。第2項として、次の項を加えます。

第2項、奨学生であった者が、第16条第1項の規定により奨学金を返還すべき期間内の各年度（以下「返還年度」という。）において次の各号のいずれにも該当するときは、その者の申請により、当該返還年度に返還すべき奨学金の返還未済額の全部を免除することができる。

ここにあります当該返還年度に返還すべき額とは、貸与を受けた奨学金の全額を120で除した額の12倍の額が年度額となります。

第1号、当該返還年度の前年度の1月1日以前から、住民基本台帳法の規定に基づき本町の住民基本台帳に引き続き記録されていること。この項目につきましては、前年度1月1日に住民であった者は、次年度の住民税の課税ができることから、このような規定とさせていただきます。

第2号、奨学金の返済未済額の免除申請をする日において就業していること。

裏面を御覧ください。

第23条中、前条の次に「第1項」を加え、「前条第1項」とし、次の1項を加えさせていただきます。

第2項、前条第2項の規定により、奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人は、連帯保証人と連署の上、次の各号の書類を添付し、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

第1号、就業していることを証明する書類。

第2号、その他教育委員会が必要と認める書類。

第24条第1項中、前項の次に「第1項」を加え、「前条第1項」とし、第2項中、平仮名の「うけよう」を漢字の「受けよう」に。「前項」を「前2項」に改め、この第2項を第3項に繰り下げ、第1項の次に、次の1項を加えます。

第2項、前条第2項による奨学金返還免除額は、教育委員会が定める日までに提出しなければならない。

新旧対照表の前のページにお戻りください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第78号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

若者の定住を促進するということが目的なんですけれども、その次に、卒業一定期間内に居住する者に対してとあるのですけれども、その期間について、対照表を見ても書いてないような気がするのですけれども、その一定期間というのは、どの程度居住していればいいということなんでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 返済期間10年間ございます。その中で、返済の1月1日ということで、毎年毎年申請していただいて、返還が終わります10年まで、その間住んでいただければ、全額免除になるという考え方でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第78号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第79号 山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第79号 山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、後期高齢者医療保険料の督促手数料を廃止する
にあたり、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第79号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

山北町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、概要でございますが、先ほどの議案第77号の税条例の一部改正同
様、督促手数料に係る規定について削除をするものでございます。内容につ
きましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目、新旧対照表を御覧ください。

第5条、保険料の督促手数料について、督促状1通について100円として
いたものを削除するものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、令和5年4月1日から適用する。

経過措置。第2項、この条例の施行日前に到来した保険料に関し発した督
促状に係る手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従
前の例による。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第79号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第79号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願ひ

ます。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第79号は原案どおり可決されました。
日程第9、議案第80号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第80号 山北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、介護保険料の督促手数料を廃止するにあたり、
本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第80号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町介護保険条例の一部を改正する条例。

山北町介護保険条例の一部を次のように改正する。

初めに、概要でございますが、先ほどの議案第77号の税条例の一部改正、
また議案第79号の後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様、督促手
数料に係る規定について削除をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目をお開きください。

第10条、保険料の督促手数料について、督促状1通について100円として
いたものを削除するものでございます。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

施行期日。第1項、この条例は、令和5年4月1日から適用する。

経過措置。第2項、この条例の施行日前に到来した保険料に関し発した督

督促に係る手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第80号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第80号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第80号は原案どおり、可決されました。

日程第10、議案第81号 山北町健康福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 議案第81号 山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町健康福祉センター内「さくらの湯」の利用料の改定に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第81号について、御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように

改正する。

初めに、概要でございますが、健康福祉センター内に設置されております「さくらの湯」の利用料について改定を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

3枚目、新旧対照表を御覧ください。

別表第2について、一般2時間まで「400円」を「500円」に。回数券「4,000円」を「5,000円」にそれぞれ改めるものでございます。また、6時間までの利用につきましては、利用実績がほぼございませんので、料金体系をシンプル化すべく廃止するものでございます。なお、中学生以下の子どもと障害者の利用につきましては、2時間200円、及び回数券は2,000円に変更ございません。同様に、2時間を越えた場合の追加利用料につきましても、1時間につき一般100円、子どもと障害者は50円に変更ございません。

それでは、1枚お戻りください。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第81号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番石田 議員 長 まず、値上げの理由をお伺いいたします。

13番石田 議員 長 保険健康課長。

13番石田 議員 長 健康福祉センター、設置されて18年目を迎える施設でございますが、この間、利用料の改定を1度も行なってございません。この間18年経過する中で老朽化といいますか、修繕する箇所もそれなりに増えてきておりますし、昨今では、燃料費ですとか、電気代の高騰による支出の増というのがございますので、利用者に対しても応分の負担は、やはりしていただくべきではないかというところから、今回改定を提案させていただくものでございます。

13番石田 議員 長 石田照子議員。

13番石田 議員 長 この改定によって、近隣にも温泉施設あると思うんですけども、その価格の差というのは、どのような状況になるのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 近隣の温泉施設といいますと、小山町のあしがら温泉があるかと思いますが、あしがら温泉は、3時間600円の設定となっていますので、改定後のさくらの湯の利用料金よりも100円、うちのほうが安いという設定となっています。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2 番、藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、値上げの理由として、施設の老朽化ですとか、燃料・電気代の値上げというのは御説明いただきましたけども、燃料・電気代に関しては、多分この金額を考えたときよりも、さらに厳しい状況に今後なっていく。電気代に関しては、既にもう発表があったんで、その辺を考慮しても十分見合う値上げになっているのでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の利用料の改定により、増収の部分でございますが、単価は明確ですので、利用者数によって収入が変わってくるということになります。コロナで、大分利用者数が落ち込んでいたのですが、令和3年度、4年度と、今現在も回復しつつありますので、それなりの増収は見込めると思っています。数百万円程度は増えるのではないかと思っています。

ただし、議員おっしゃられるように、それ以上に燃料費ですとか電気代の値上がりの仕方というんですか、それが大分ありまして、数百万円増えて、それでカバーできるのかといえば、必ずしもそうはならないと考えています。ですが、それでも修繕費もかかってきますし、やらないということではなく、収支を少しでも改善していくためには、やはりやらなくてはいけないというところ。

それから、もっと値上げをすればいいんじゃないかといったこともあるかと思いますが、先ほどの、私が思っているだけかもしれませんが、あしがら温泉がライバルだと思っているんですけども、そこは600円という設定で、あらは温泉施設として造られたところで、さくらの湯よりは、施設としての充実度が正直向こうのほうが高いと思ってます。そういった中で、さくらの湯の利用者の方は、町外の方も結構多いんですけども、同じぐらいの利用料金

ですと、車で来られますので、ちょっと延ばして向こうまで行ってしまうと。要はお客さんを取られてしまうということになっては、収入を増やすことが目的で改定をさせていただくのに、増えないですとか、あるいは減ってしまうということも考えられるというところから、500円の設定とさせていただいたものでございます。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、利用者の増減に関して、あしがら温泉のほうを対照に挙げてますけども、課長おっしゃるように、結構町外の利用者さんが多いと思うんですけども、その辺に関して、単純に入場時に利用状況確認して、それでお金頂けているわけではないんで、なかなかその調査というか、実数の確認は難しいのかもしれないですけど、正直100円の値上げでいいのかどうかというのは疑問があるところなんですけど。これに関しては、ほかに何か選考に関して根拠となるものは全くなかったのかどうか。それだけちょっと確認させてください。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 500 円の設定とさせていただきました根拠につきましては、あしがら温泉との比較ですね。これが一番大きな根拠となります。それから、実際のところ、町内の方と町外の方の利用率がどのぐらいかということを考えますと、データがあるわけではないんですが、さくらの湯のスタッフの感覚的には、町民が3割程度かなというところで、町外の方が7割というところがございます。町内の町民のための施設ですので、町民にもっと利用してもらいたいなと思ってます。さくらの湯の最も大きな強みは、駅に近いこともありますけども、あえてプールと言わさせてもらいますが、プールが設置されていることです。ここをもっと前面に出して、例えば、親子で来たらちょっと割引するですとか、そういったことを町民の方、そういったことを今後展開していくことによって、町民にもっと利用していただくということは今後考えていきたいと思っています。

議 長 藤原浩議員。

2 番 藤 原 今、課長おっしゃられたように、私はやはり徴収方法をかなり工夫が必要だと思うんですけども、町外と町内の方に関して、町民の方にインセンティ

ブを与えて、利用促進をしていただきたいと。それによって町外の方に関しても、さくらの湯って、さっきもおっしゃったように、運動浴槽利用に関して、かなり強みがあると思うんですよ。その辺をもっと前面に打ち出していただければ、あしがら温泉にはない強みがあると思うんで、それで増収を目指していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 はい。承知しました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第81号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第81号は原案どおり、可決されました。

日程第11、議案第82号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第82号 山北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、下水道事業の運営状況に鑑み、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 それでは、議案第82号について、御説明申し上げます。

まず概要ですが、企業からの排出量の減少や人口の減少などにより、使用

料収入が年々減少していることや、維持管理費の増加により、下水道事業の運営がますます厳しい状況になることを推測されるため、下水道使用料の改定を行いたいことから、山北町下水道条例を一部改正するものであります。

1枚、お開きください。

山北町下水道条例の一部を改正する条例。

山北町下水道条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、次のページをお開きください。

別表第1、1か月当たりの使用料であります。基本料金として、10立方メートルまでを「600円」を「660円」に。10立方メートルを超え20立方メートルまでが「75円」が「91円」に。20立方メートルを超え30立方メートルまでが「85円」を「103円」に。30立方メートルを超え50立方メートルまでが「94円」を「114円」に。50立方メートルを超え100立方メートルまでが「104円」を「118円」に。100立方メートルを超え500立方メートルまでを「107円」を「121円」に。500立方メートルを超え1,000立方メートルまでを「112円」を「127円」に。1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでを「115円」を「129円」に。5,000立方メートルを超えるものが「118円」が「131円」に改定するものです。

それでは、1枚お戻りください。

附則に、施行期日と経過措置を規定します。

第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

裏面を御覧ください。

第2項、前項に規定する施行の日前から継続して使用している公共下水道に関する施行期日以後に初めて確定する使用料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第82号について質疑に入ります。それでは、質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 12番、富田です。

今回のこの使用料の改定により、これまでの歳入がどのような収入の予測

といたしますか、上がりになるのか、御説明願います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 直近の決算で比較しますと、大体2,000万円ぐらい増収になる予定です。

議 長 富田陽子議員。

12番 富田 2,000万の増収になるということですが、結構前々からこの下水道の会計というのがかなり逼迫しているということなんですが、今回の増収でどれぐらいの逼迫が埋められるのかというのは、どういうふうにお考えですか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 下水道の改定は、30年の4月に一度しております。今回が2回目になるんですけど、そのときの答申も、その当時12%台で改定しているんですけど、それでもちょっと足りないので3年後にもう一度検討して、料金について考えなさいという答申だったんですけど、ちょっとコロナの関係でなかなかできてなくて、ここで審議会を開けるので、審議会のほうの答申で、令和5年の4月からということで改定はしております。

ただ、今改定しても、立米当たりの処理単価というのがあるんですけど、全体の収入を、流した排水量で割り返すと金額が出るんですけど、今までが大体それが106円でした。でも今回改定しても、立米当たり120円ぐらいです。答申の中でも言われてるのは、総務省のほうからは言われているんですけど、150円以下はおかしいでしょうと言われてるんです。ですので、まだ改定は様子を見ながらしていかないといけないかなという状況です。

ただ1回にはできないので、また3年ごとに見直して、答申のほうもそうなんですけど、3年ごとにもう一回見直して、料金を少しずつ上げていくような形になると思います。

議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。

9番、大野徹也議員。

9番 大野 大野です。

令和5年4月から料金改定ということなんですが、前にもお尋ねしたんですが、令和6年度から、企業会計に変わっていくと。その辺のところについては、どのような形で進めていかれるんでしょうか。いわゆる一般財源からは、今度はなかなか基準外ということで取れないということになるろうかと思

うんですけど。赤字がずっとそのまま続いちゃうのかどうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 確かに、おっしゃるとおり、基準外の繰入れは原則もらってはいけないということにはなっておりますけども、そんなに早く料金改正もできませんので、ある程度は、一般会計のほうから基準外の繰入れをいただけないと赤字決算という形になってしまいますので、ある程度はいただくような形には。原則外にはなりますけどもというふうに考えております。

議 長 大野徹也議員。

9 番 大 野 じゃあ、原則はそうなんだけど、引き続き一般会計から助けていただくというふうなことはできるということですか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 一応、原則なので、していただかないと赤字になってしまうので、そこはしていただくしかないと思っています。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13 番 石 田 13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

1点お伺いいたします。この値上がりによって、一般家庭の影響というのは、どの程度の値上がりになるのでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 一般家庭でいいますと、大体2か月で料金請求してしますので、一般家庭で多いのが、2か月で40立米というものです。これは現在2,970円が3,454円とかなりますので、480円、大体500円ぐらい値上がりになるような形に。2か月ですね、なります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第82号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第83号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第83号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度山北町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,387万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億5,715万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月6日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なもの、ふるさと応援寄附金に関わる歳入歳出の増で、歳入歳出総額をそれぞれ6,387万7,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第83号 令和4年度山北町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、16款国庫支出金から19款寄附金まで、補正額6,387万7,000円を増額し、補正後の額を64億5,715万2,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出については、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を増額補正するものでございます。

次に、事項別明細書で御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、10万円の増額でございます。障害者福祉サービスの対象者の増によるもので、補助率は2分の1でございます。

2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1,576万2,000円の増額です。1次配分から3次配分までの執行残等の調整により、組み替えを行うものでございます。補助率は10分の10でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、5万円の増額でございます。障害者福祉サービスの対象者の増の県の負担分で、補助率は4分の1でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金は、4万6,000円の増額でございます。市町村障害福祉事業推進補助金で、グループホーム利用者が1名増えたための増額で、補助率は2分の1でございます。

18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、1,699万7,000円の増額でございます。役野町有地の売払いや廃道を行った認定外道路等4件の払下げの売払経費でございます。

次に、19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は3,040万2,000円の増額で、一般寄附金については、民間の保険者から40万2,000円の寄附を受けたものでございます。ふるさと応援寄附金については、今後の見込みによる増額でございます。

3目教育費寄附金2万円は、社会教育費寄附金として、生涯学習センター運営費に寄附を受けたもので、歳出では、図書を購入を予定してございます。

4目農林水産業費寄附金は、50万円で、農道の維持管理のため寄附をいただいたものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、56万3,000円の増額でございます。防犯関係事業で電気料の高騰により、防犯灯の電気料を増額す

るものでございます。

7目企画費は、3万4,000円の増額で、電気料の高騰により、山北駅駅舎管理事業の電気料を増額するものでございます。

8目支所費は、24万9,000円の増額でございます。清水支所経費の修繕費は、浄化増のフロアの修繕をするもので、三保支所経費の光熱費は、電気料を増額するものでございます。

12目電算管理費は、889万2,000円の増額でございます。総合行政情報システム整備事業の次期K S C環境設定業務委託料は、K S C更新に係る設定作業の委託料でございます。備品購入費のWEB会議ブース備品購入費は、コロナウイルス感染症が流行以降、ウェブ会議が主流となっているため、コロナの臨時交付金を活用し、専用の会議ブースを4か所導入するものでございます。

次の町村情報システム共同運営事業の、神奈川県町村システム共同事業組合負担金は、第3四半期分について、不足額を補正するものでございます。

次に、4項選挙費、1目選挙管理会費5万1,000円は、昨年度の衆議院選挙の委託料の精査により還付をするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費で、12ページ、13ページをお願いします。

5目障害者福祉費は、29万4,000円の増額でございます。在宅障害者福祉対策推進事業の障害者地域生活サポート事業補助金と障害者自立支援給付事業の自立支援給付費等については、いずれも対象者の増によるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、53万5,000円の増額で、昨年度の子育て世帯等臨時特別給付金の精査による国庫支出金の返納金でございます。

3目保育園費は、57万6,000円の増額でございます。保育園運営事業については、コロナの臨時交付金を活用し、紙おむつの持ち帰りを廃止し、園で処分をするため。消耗品については、ゴミ袋や紙おむつ処理機用圧縮ロールの購入などで、備品購入費については、おむつ処理機と屋外用ゴミ保管庫を購入するものでございます。

5目認定こども園費は、83万8,000円の増額でございます。認定こども園

運営事業については、コロナの臨時交付金を活用し、紙おむつの持ち帰りを廃止し、園で処分をするため。消耗品費については、ごみ袋や紙おむつ処理機用圧縮ロールの購入などで、備品購入費は、おむつ処理機と屋外用ごみ保管庫を購入するものでございます。認定こども園維持管理事業の修繕費は、正面門扉の鍵や調理室の回転釜の修繕でございます。工事請負費については、わかば園舎の職員室のエアコンが故障したために、交換をするものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生費は、300万円の増額で電気料の高騰により、健康福祉センターの電気料を増額するものでございます。

14、15ページをお願いします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、81万円の増額です。鳥獣害対策事業の駆除助成金は、頭数について、580頭の見込みが850頭に増えたために、増額をするものでございます。

5 目農地費は、50万円の増額で、寄附金を活用して農道等の修繕を行うものでございます。

2 項林業費、2 目林業振興費は、18万7,000円の増額でございます。ふるさと交流センター運営事業は、電気料の高騰により、ふるさと交流センターの電気料を増額するものでございます。共和の森センター管理運営事業の修繕費については、屋上出入口の雨漏りを修繕するものでございます。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は、1,021万3,000円の増額でございます。観光施設維持管理事業の光熱水費は、電気料高騰により、公衆便所等の電気料を増額するもので、土地借上料については、箒沢地区の駐車場用地の借上料でございます。町環境整備公社助成金は、コロナの臨時交付金を活用し、レンタサイクル用の自転車6台を更新するものでございます。観光振興事業の箒沢地区駐車場整備工事は、観光シーズンに備え、箒沢地区に駐車場を整備するもので、46区画を予定しております。町観光協会助成金については、コロナの臨時交付金を活用し、観光協会で作成するパソコンやカメラを購入する費用等を助成するものでございます。ふるさと応援寄附金推進事業については、16、17ページをお願いします。見込みにより、謝礼品代や郵送料、手数料、業務代行委託料をそれぞれ補正するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、14万7,000円の増額で、町道等維持管理事業の光熱水費は、電気料の高騰により、増額をするものでございます。

5項都市計画費、3目下水道事業特別会計繰出金は、2,000万円の増額で、下水道の使用料が減収見込みのため、繰り出すものでございます。

6項住宅管理費、1目住宅管理費の特定公共賃貸住宅管理事業と地域優良賃貸住宅山北管理事業の光熱水費は、電気料の高騰により、それぞれ増額するもので、基金の積立額で調整をするものでございます。

8款消防費、1項消防費、5目防災対策費は、23万円の増額で、防災設備等維持管理事業の光熱水費は、電気料高騰による防災無線の電気料の増額でございます。

18、19ページをお願いします。

9款教育費、2項川村小学校費、1目学校管理費は、30万5,000円の増額で、学校施設維持管理運営事業の修繕費については、体育館の放送設備を修繕するものでございます。

5項社会教育費、4目生涯学習センター費は、252万円の増額でございます。生涯学習センター維持管理事業の光熱水費は、電気料の高騰により、電気代を増額するもので、図書室運営事業の図書購入費は、寄附金で図書を購入するものでございます。

13款予備費は、1,393万2,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第83号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 15ページの商工費なんですけれども、箒沢地区駐車場46区画整備すると御説明いただきましたけれども、どのような場所になるのでしょうか。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 こちら、箒沢地区の集落があります。その先に県道沿いに平坦部がございます。そちらが、もともと民間に貸し付けていた土地だったのですが、そちらの部分の借り受けることができましたので、内諾をいただきましたの

で、今回の補正予算で、御了承をいただいた上でこちらを借り受け、そして工事をさせていただきたいと考えております。場所は県道沿いで、以前テントが建っていた場所と言えば分かるかもしれませんが、そちらのほうを考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 こちらから行って右側ですよ。あの場所だと46台も止められて広い駐車場になると思うんですけども、多分キャンプとかに、川遊びとかに来られる方が利用されるための駐車場だと思うんですけども、大分遠くないですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの駐車場の主の目的なんですけど、西丹沢の山開きの際に、非常に路上駐車が多くなりました。その際に、県道沿いに非常に多くの車両が止まってしまった関係もございまして、警察のほうからも駐車場を町としても考えてもらいたいというような御意見をいただいております、今回確保に入った次第です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、じゃあ山開きのときにそこに駐車していただいて、バスかなんかでピストン輸送するんですか。歩かれる。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの場所が、ちょうどこの先に大石キャンプ場というところがございまして、そちらのところからも檜洞丸のほうに登ることができます。むしろ、そちらのほうの路上駐車対策という形で設定させていただこうと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12 番 富 田 12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 今回の質問で関連なんですけど、この駐車場は無料の駐車場なんですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 はい、今回こちらにつきましては、一応無料という形で予定しております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

17ページをお願いします。

下水道の1,000万円の繰出金のことなんですけど、先ほどの条例のときには聞かなかったんですけども、審議会からの答申の中で、接続率とか水洗化率とかを向上するような努力をするようにとか、企業誘致によって使用料を増やそうとかという、そのことについての今状況を伺います。それと今後どういうふうにしていくかということ伺います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 接続率につきましては、今資料はお持ちしていませんけど、たしか89%ぐらいだったと思ってます。それで、接続につきましては、一応原則、年に何回か広報のほうで接続のお願いをしているような状況になります。上下水道課のほうで、直接企業の誘致はしてませんが、定住なり、そちらのほうでちょっとお願いをしているような形になると思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 定住のほうでそういうことを当然やって、下水道課のほうでやらないのは分かりますけれども、企業誘致はあまりしてないみたいなお話がありましたけれども、これから、東名が終わればという話なんでしょうけれども、関わるんでしょうけれども、これからどういうふうにしていくのかなということをもうちょっと詳しく伺いたいと思います。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 一応、下水道会計としては、今現在、一般会計から基準外の繰入れが8,000万程度、今回ここで増やしてしまったんで、一般会計の基準外の繰入金が六千数百万円ぐらいになってしまったと。基本的には、企業会計に移行していきますので、この基準外の繰入れをなくしていかなくちゃいけない努力をしていかなければいけないと思ってます。

それには、先ほども言いましたとおり、審議会からも言われている、汚水処理単価1立米当たり150円。今、料金改定認めていただいたので、立米当たり120円になりました。この30円の差をまだ埋めていかなくちゃいけないので、先ほども言いましたけれども、審議会のほうでは3年に1回、審議会を開いて、その辺を考えていきなさいと言われてますので、5年の4月なので、8年の4月をめどに、また料金改定のほうをちょっと考えていかなけれ

ばいけないのかなというふうに思っております。ただ1回で30円は上げられないので、やっぱり1回改定で三十何円ぐらい、もう一回、改定して50円超えるぐらいの感じかなと私自身はそう考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

2番、藤原浩議員。

2番 藤原 今回の歳出の増の理由のいくつかは電気料金の値上げというのが、いくつか見受けられたんですけども、これは、どの程度の期間の電気料金の値上げが含まれてるものですかね。例えば3か月とか2か月とか1か月とか。ちょっと具体的に言わないと難しいかもしれないですから、例えば、じゃあ健康福祉センターのほうの料金。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 健康福祉センターの電気料ですが、9月補正もさせていただいた上に、ここでもまた補正させていただいているという状況です。何か月分なのかということでもいいですと、来年の3月までということなのですが、電気代の値上がり方が半端なくて、3月までこれで足りるのかと言われれば、分かりません。3月に再度補正させていただくという可能性もなきにしもあらずというふうに考えてございます。

議 長 藤原浩議員。

2番 藤原 私が質問させていただいた意図は、おっしゃるとおり、もう既に値上げのほうは言われているので、実際それも含めた今後の予算措置を検討しなくちゃいけないということだと思っておりますので、その辺の推測のためにもお伺いしたんですけど。では、現時点で、その補正以降で、今年度までの料金を勘案した補正ということではよろしいわけですね。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 そのとおりではあるんですが、繰り返しとなりますが、さらに値上がってしまっ、3月でもう一回補正させてくださいということになる可能性はあるというところでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀口 11番、堀口です。

- 議 長 起立をお願いします。
- 11 番 堀 口 17ページ商工費のところのふるさと応援寄附金返礼品の件ですけども、謝礼金900万円、業務代行委託料が逆にマイナス981万4,000円となっております、それについて、説明願います。
- 議 長 商工観光課長。
- 商工観光課長 謝礼金につきましては、寄附額の3割相当額という形になっております。ですので、こちらを3割と計上したのが900万円という形になります。
- 代行業務の委託料でマイナス980万円でございます。こちらについては、ポータルサイトの実際の利用率に基づく委託料になるんですが、ポータルサイトにつきましては、事業者によって、それぞれパーセンテージが違います。ですので、そこで今までの実績を考慮して再度見直しをした結果で、こちら、マイナス980万円という数字が出てきたものでございます。
- 以上です。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 9 番 大 野 9番、大野徹也議員。
- 大野です。
- 先ほどの14、15ページに戻っちゃって申し訳ないんですが、箒沢地区駐車場整備工事の中の、駐車場大変いいかと思うんですけども、一方、玄倉でも問題になりましたけども、駐車場に、例えばキャンプ客のごみ問題ですね。その際に、例えば簡便な防犯カメラ、防犯灯というんですかね。そういったものの設置とかというふうなことで、お話があったかと思うんですが、それについては、お考えがありますでしょうか。
- 議 長 商工観光課長。
- 商工観光課長 座談会などでもそのような御指摘をいただいている状況がございます。まずは、維持管理のほうを徹底させていただいて、今回、不法投棄をやめてくださいと。環境課なども一緒に動いてくれた関係もございまして、のぼりなども設定させてもらっています。まずはこの実績というか、状況を見させてもらった中で、その上で必要性を応じて、また判断させていただければと考えております。
- 以上です。

- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
2番、藤原浩議員。
- 2番 藤原 15ページの、先ほどの町観光協会助成金だったかと思うんですけど、動画作成でカメラの購入というような御説明だったかと思います。これは、観光協会さんで、独自に自分たちの力で動画を作成するという内容なんですか。
- 議 長 商工観光課長。
商工観光課長 現在、観光協会のほうも、今独自の動きでそういった、実際にSNSなどを使って発信などをしていただいています。その中で今回につきましては、動画の関係を出そうという形になりまして、そのためには、どうしてもパソコンの関係が必要になるかと。それと周辺機器という形で、やっぱり撮影の道具なども必要になりますので、そこら辺のものを計上させてもらっているものでございます。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
7番、瀬戸伸二議員。
- 7番 瀬戸 7番、瀬戸です。
11ページに、WEB会議ブース備品購入費というものがあります、610万。こちらのほうは、この4階に設置されるんでしょうか。
- 議 長 企画総務課長。
企画総務課長 この問題は、現在、もう対面の会議が少なくなってます。県庁に行くことが、機会が少なくなって、ウェブ会議をやっているんですが、今現在、皆さんも使っている4階の会議室とか、3階の会議室でやらしていただいているんですが、全部の会議室を使ってしまうこともあるので、3階の北西の部屋、行政資料室というのがあるんですが、そこを整理しまして、4区画設置のほうを考えております。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
2番、藤原浩議員。
- 2番 藤原 9ページ、財産収入の中の土地売却収入というのがあったと思うんですけど、これ一つの土地ではないということなんですけど、役野の土地に関しましては、現況のどういうもので、それでどういった目的で、どちらのほうへ売

られたのか、御説明いただけますでしょうか。

議 長 財務課長。
財務課長 役野の町有地ですけども、もともと町営住宅が建っていたところでございます。町営住宅はもう全部撤去しまして、今、更地になっている状況でございます。もともとその間、近々の事業者さんのほうからも活用の意向もいただいております。また用途についても準工業地域という用途の指定がございますので、その事業者さんのほうと調整しまして、折り合いがつけましたので、ここで売却ということとさせていただきました。面積についても、個人の宅地としては多少広めなんですけども、会社を誘致したり事業をやるには何か手狭だっという中途半端な広さだったもので、そちらの事業者のほうが有効的に活用したいということでございましたので、売払いという形にさせていただきました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。
質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第83号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第83号は原案どおり可決されました。
日程第13、議案第84号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第84号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。
令和4年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、下水道使用料の減に伴うものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第84号 令和4年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算。

まず、歳入でございます。

2款1項使用料を2,000万円減額し、下水道使用料の見込みを1億6,001万2,000円に補正するものです。

4款1項他会計繰入金を2,000万円増額し、一般会計からの繰入金を1億4,341万6,000円に補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項の下水道総務費を984万8,000円増額し、3款1項の公債費を107万7,000円減額し、4款の予備費を877万1,000円減額するものです。

続きまして、4、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入のほうを御覧ください。

2款1項1目の下水道使用料を減額し、下水道使用料の見込みを1億6,001万2,000円に補正するものです。これは、全体的に使用料が減っているため、減額補正するものです。

続きまして、4款1項1目の一般会計の繰入金を2,000万円増額し、一般会計からの繰入金を1億4,341万6,000円に補正するものです。

6、7ページをお開きください。

3の歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費を956万5,000円減額するもので、内訳としましては、18節の負担金補助及び交付金を酒匂川流域下水道管理事業費負担金が、先ほどからありましたが、電気代が高騰しているため、601万3,000円増額するものです。

26節公課費を、消費税及び地方消費税が確定したため、355万2,000円増額するものです。

3款1項2目の利子は、償還利子が確定したため、107万7,000円減額するものです。

4款予備費につきましては、877万1,000円減額するものです。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第84号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

9番、大野徹也議員。

9 番 大 野 大野です。

1点すみません。先ほど、6、7ページの消費税及び地方消費税、350万、これがちょっと増額したというふうな御回答だったと思うんですが、要因のほう聞き取れなかったもので、どのような状況で増加したんでしょうか。いわゆる使用料が増加したっていう意味合いではないですよ。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 使用料が増加したわけではなく、消費税が確定したため、300万ほど増額することに。

9 番 大 野 分かりました。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第84号を採決いたします。原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第84号は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

(午後2時16分)